

令和 7 年度版

# 市 税 概 要



下 関 市



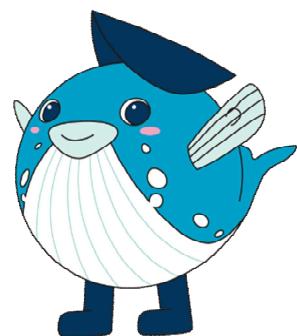
# 下 関 市 民 憲 章

平成19年2月13日制定

わたしたちは、美しい自然と古い歴史に恵まれたふるさと下関市を愛します。

わたしたちは、下関市民であることに誇りと責任を持って、互いに心を寄せあい、  
新しい理想のまちづくりをめざしてこの憲章をかかげます。

- わたしは **(し)** 自然の恵みを大切にします。
- わたしは **(も)** 燃え立つ心を大切にします。
- わたしは **(の)** 伸びゆく力を大切にします。
- わたしは **(せ)** 先人の訓えを大切にします。
- わたしは **(き)** 協働の営みを大切にします。



下関市メインキャラクター せきまる

# 目 次

## I 下関市の概況

1. 下関市の変遷	1
2. 地勢	1
3. 下関市の位置	2
4. 人口・世帯数の推移	2

## II 下関市行政機構

1. 下関市行政組織図	3
2. 税務関係課職員配置状況	5
3. 税務関係課事務分掌	6

## III 財 政

1. 令和6年度 一般会計決算	7
2. 令和7年度 一般会計当初予算	8

## IV 市税総括

1. 令和6年度 市税決算表	9
2. 令和6年度 市税外歳入決算表（税関係のみ）	11
3. 年度別税目別決算額	15
4. 市税の推移	17
5. 年度別市税外歳入収入済額（税関係のみ）	18
6. 令和6年度 市税決算額構成	19
7. 年度別市税負担状況調（決算）	20
8. 市税の徴税費に関する調	21
9. 令和7年度 市税予算額構成	22
10. 令和7年度 市税負担状況	23
11. 年度別市民税調定額（現年課税最終調定）	24
12. 年度別市民税納税義務者数（最終調定分）	24
13. 令和7年度 市民税（個人）の納税義務者等に関する調	25
14. 令和7年度 市民税（個人）課税標準額段階別所得割額調	25
15. 令和7年度 法人市民税状況調	27
16. 令和7年度 土地に関する調	29

17. 令和 7 年度 宅地に関する調 (法定免税点以上のもの) . . . . .	31
18. 令和 7 年度 家屋に関する調 . . . . .	32
19. 令和 7 年度 償却資産に関する調 . . . . .	33
20. 市長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条若しくは旧法附則 第64条(固定資産税等の課税標準の特例)の規定の適用を受けるものに関する調 . . . . .	33
21. 軽自動車税 (種別割) に関する調 . . . . .	35
22. 市たばこ税に関する調 . . . . .	36
23. 入湯税に関する調 . . . . .	36
24. 還付に関する調 . . . . .	37
<b>V 口座振替・コンビニ収納・e L T A X収納</b>	
1. 口座振替状況調 . . . . .	38
2. コンビニ (スマホ決済を含む) 収納状況調 . . . . .	39
3. e L T A X収納状況調 . . . . .	39
4. 取扱手数料調 . . . . .	39
<b>VI 徴 収</b>	
1. 令和 6 年度 督促状況調 . . . . .	40
2. 不納欠損処分状況調 . . . . .	41
3. 令和 6 年度 滞納処分執行停止額内訳調 . . . . .	43
4. 滞納処分執行停止状況調 . . . . .	43
5. 差押・交付要求執行状況調 . . . . .	44
6. 捜索執行状況調 . . . . .	44
7. 公売等 (随意契約含む) 執行状況調 . . . . .	44
8. 令和 6 年度 差押処理状況調 . . . . .	45
9. 下関市市税コールセンター . . . . .	47
<b>VII その他</b>	
1. 証明・閲覧等状況調 . . . . .	48
2. 税務職員の待遇状況 . . . . .	49
<b>資 料</b>	
◦ 税率の変遷 . . . . .	51
◦ 市税一覧表 . . . . .	57
◦ 延滞金・還付加算金の割合 (利率) 等の変遷について . . . . .	67

# I 下関市の概況

## 1. 下関市の変遷

明治22年 市制町村制の実施により、赤間関市、豊東下村（のち生野村）、彦島村（のち彦島町）、長府村（のち長府町）、豊西下村（のち川中村）、豊西中村（のち安岡町）、豊西上町（のち吉見村）、豊東前村（のち王司村）、清末村、小月村（のち小月町）、王喜村、吉田村、内日村、岡枝村、豊東郷村（のち檜崎村）、豊東村、豊田下村、豊田奥村（のち西市町）、豊田中村、豊田上村（のち殿居村）、豊西村、豊西東村（のち黒井村）、川棚村、小串村（のち小串町）、宇賀村、神玉村、角島村、神田下村（のち神田村）、阿川村、粟野村、滝部村、田耕村が成立する。

明治35年 赤間関市が市名を「下関市」に改称する。

大正10年 生野村が下関市に編入される。

昭和8年 彦島町が下関市に編入される。

昭和12年 長府町、川中村、安岡町が下関市に編入される。

昭和14年 吉見村、勝山村、王司村、清末村、小月町が下関市に編入される。

昭和26年 岡枝村と檜崎村が合併し、「菊川村」となる。

昭和29年 豊西村の一部（大字吉母、蓋井島、室津上のうち字御崎）が下関市に編入される。  
西市町、豊田下村、豊田中村、殿居村が合併し、「豊田町」となる。

昭和30年 王喜村、吉田村、内日村の一部が下関市に編入される。  
菊川村と豊東村及び内日村の一部が合併し、「菊川町」となる。  
豊西村、黒井村、川棚村、宇賀村が合併し、「豊浦町」となる。  
神玉村、角島村、神田村、阿川村、粟野村、滝部村、田耕村が合併し「豊北町」となる。

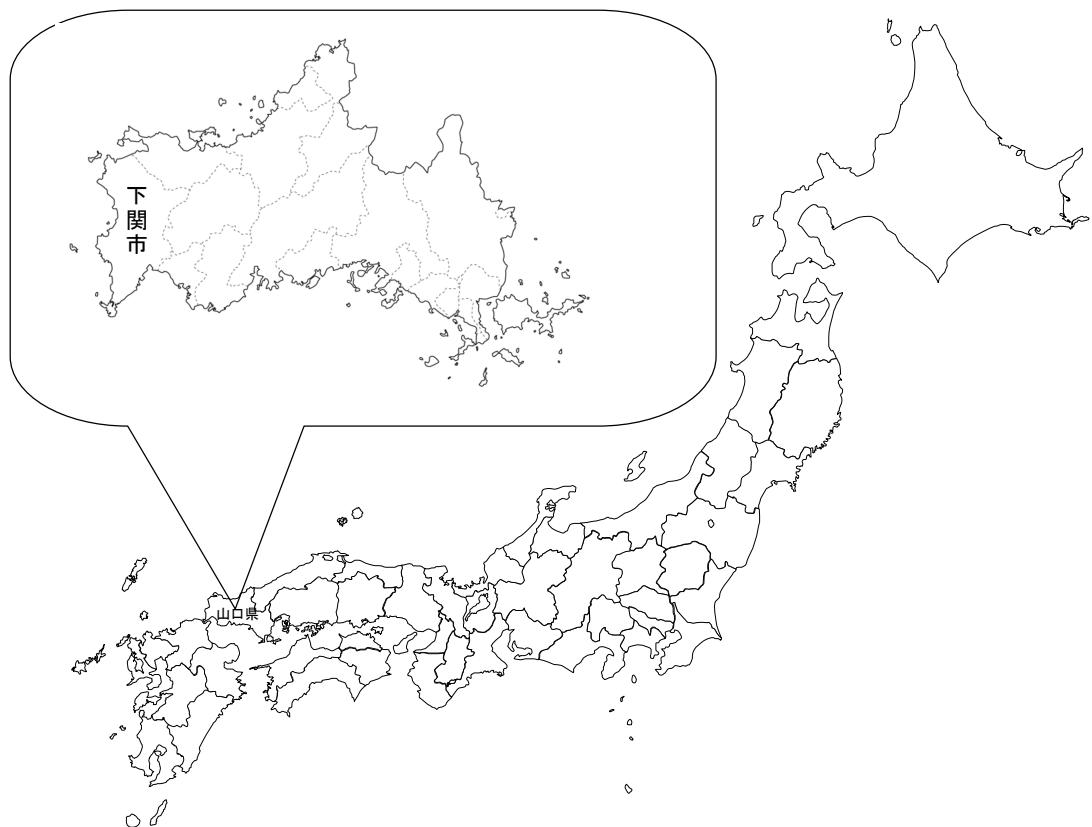
昭和31年 小串町が豊浦町に編入される。

平成17年 2月13日、「下関市」、「菊川町」、「豊田町」、「豊浦町」、「豊北町」が合併し、  
新「下関市」となる。  
10月1日、中核市となる。

## 2. 地勢

面 積	716.28	平方 <sup>キロ</sup>
位 置	東端	東経 131° 10'
	西端	東経 130° 46'
	南端	北緯 33° 54'
	北端	北緯 34° 22'

### 3. 下関市の位置



### 4. 人口・世帯数の推移

年 次	面 積 km <sup>2</sup>	世帯数	人 口			人口密度 人/km <sup>2</sup>
			総 数	男	女	
昭和 30 年	714.40	64,340	308,799	151,441	157,358	432.2
昭和 35 年	714.39	73,299	317,029	153,794	163,235	443.8
昭和 40 年	715.03	79,847	317,146	151,400	165,746	443.5
昭和 45 年	715.54	87,697	315,603	148,940	166,663	441.1
昭和 50 年	717.81	95,496	322,300	152,837	169,463	449.0
昭和 55 年	718.41	102,566	325,478	154,046	171,432	453.1
昭和 60 年	718.69	105,886	324,585	152,908	171,677	451.6
平成 2 年	715.30	109,846	315,643	147,542	168,101	441.3
平成 7 年	715.60	115,193	310,717	145,503	165,214	434.2
平成 12 年	715.79	117,744	301,097	140,890	160,207	420.6
平成 17 年	715.89	117,436	290,693	134,741	155,952	406.1
平成 22 年	716.15	118,178	280,947	130,105	150,842	392.3
平成 27 年	715.89	116,298	268,517	124,722	143,795	375.1
令和 2 年	716.10	115,817	255,051	118,683	136,368	356.2
令和 7 年	716.28	113,291	238,587	111,150	127,437	333.1

※ 昭和 30 年から令和 2 年までの各数値…国勢調査数値

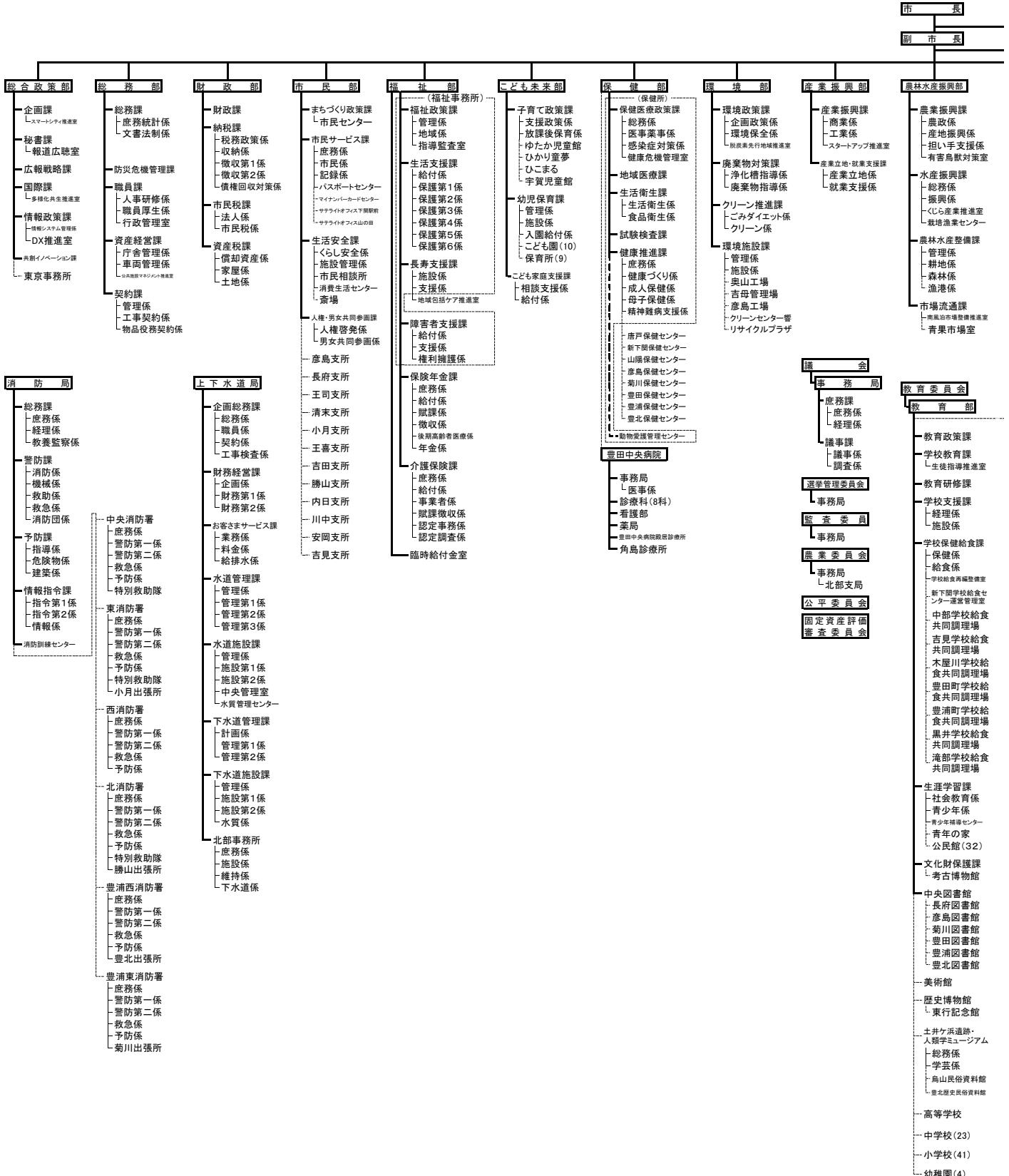
昭和 30 年から平成 12 年までの各数値…旧下関市、旧豊浦郡四町の合計

令和 7 年の面積…国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による数値(令和 7.1.1 時点)

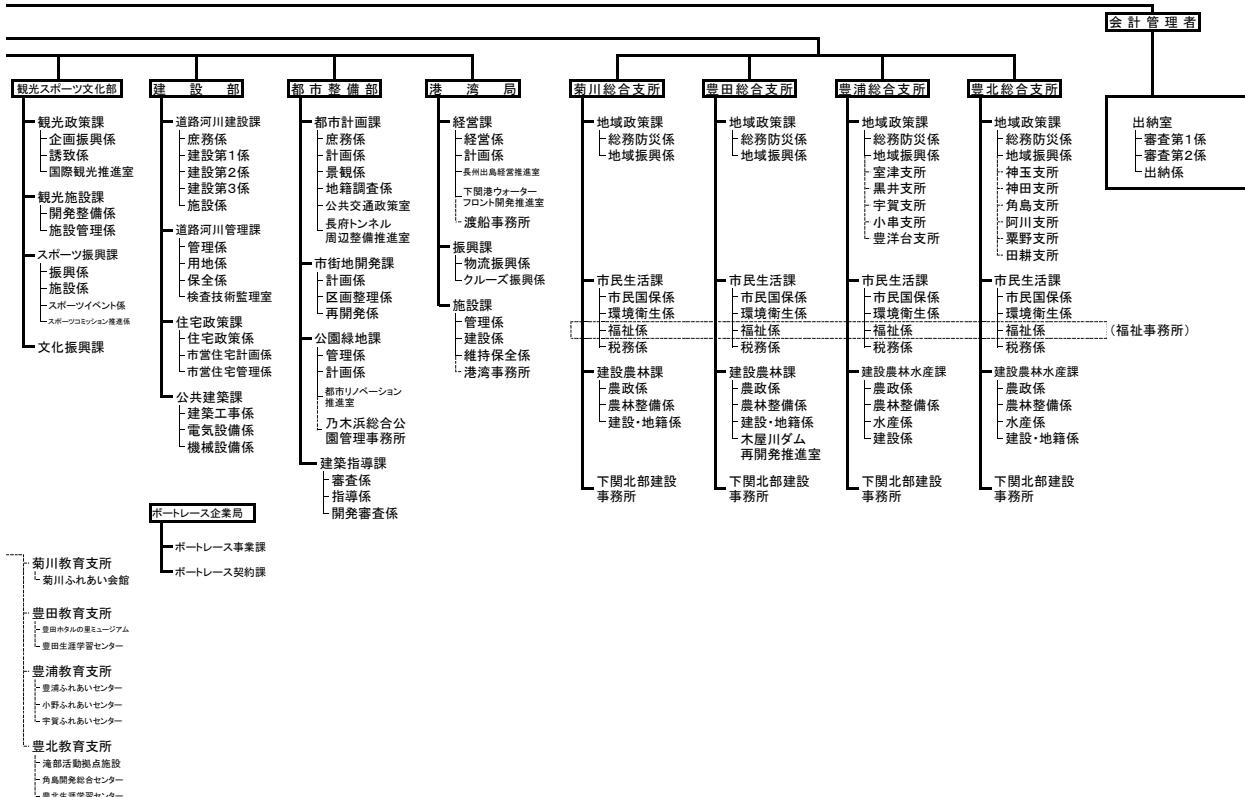
令和 7 年の世帯数、人口…推計人口に基づく数値(令和 7.4.1 時点)

## II 下関市行政機構

## 1. 下関市行政組織図



令和7年4月1日現在



## 2. 税務関係課職員配置状況

令和7年4月1日現在

部	課	係									計
			課長	主幹	課長補佐	主査	係長	主任	主任 主事	主事	
財政部	納税課	課長・課長補佐	1	1	1(1)		(1)	1	1	1	3(1)
		税務政策係				1	1	2	4	7	3(1)
		収納係					1	2	2	4	9
		徵収第1係					1	3	2	1	6(1)
		徵収第2係					(1)	3	2	2	8
	債権回収対策係						1	2	3	2	
	計		1	1	1(1)	1	3(2)	10	8	11	36(3)
市民税課	課長・課長補佐	(1)			1						1(1)
	法人係					1	1	3	1	2	7
	市民税係					1	(1)	5	2	8	16(1)
	計	(1)	0	1	1	1(1)	8	3	10	24(2)	
資産税課	課長・課長補佐	1			1						2
	償却資産係						1	7	3	11	
	家屋係						1	2	1	6	10
	土地係						1	2	4	3	10
	計	1	0	1	0	3	11	5	12	33	
菊川総合支所	市民生活課	課長・課長補佐	1		2		(1)	1	1		3
		税務係				1	(1)	1	1	0	3(1)
	計	1	0	2	1	(1)	1	1	1	0	6(1)
豊田総合支所	市民生活課	課長・課長補佐	1	1	1(1)						3(1)
		税務係				1	(1)	2			3(1)
	計	1	1	1(1)	1	(1)	2	0	0	6(2)	
豊浦総合支所	市民生活課	課長・課長補佐	(1)		3						3(1)
		税務係					(1)	4		1	5(1)
	計	(1)	0	3	0	(1)	4	0	1	8(2)	
豊北総合支所	市民生活課	課長・課長補佐	1		1		(1)	3			2
		税務係				1	(1)	3			4(1)
	計	1	0	1	1	(1)	3	0	0	6(1)	
合計			5(2)	2	10(2)	5	7(7)	39	17	34	119(11)

※ カッコ内は兼務職員数

### 3. 税務関係課事務分掌

部	課	係	事務分掌
財政部	税課	税務政策係	(ア) 税の予算・決算に関すること。 (イ) 税制及び税の統計・広報に関すること。 (ウ) 税の企画・調査及び総合調整に関すること。 (エ) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (オ) 地方譲与税・税交付金に関すること。 (カ) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 (キ) 滞納処分等に対する訴訟に関すること。 (ク) 所属課の庶務及び他係の所管に属しないこと。
		収納係	(ア) 納税者の住所変更等に関すること。 (イ) 税の収納整理に関すること。 (ウ) 税の督促状の発行に関すること。 (エ) 税の過誤納金の還付及び充当に関すること。
		徴収第1係	(ア) 税の滞納整理に関すること。
		徴収第2係	(イ) 税の徴収嘱託及び徴収受託に関すること。 (ウ) 税の窓口徴収に関すること。 (エ) 受託証券の整理に関すること。 (オ) 債権(債権を所管する課から移管を受けたものに限る。)の滞納整理に関すること。
	市民税課	債権回収対策係	(ア) 税の滞納整理に関すること。 (イ) 税の徴収嘱託及び徴収受託に関すること。 (ウ) 税の窓口徴収に関すること。 (エ) 受託証券の整理に関すること。 (オ) 債権(債権を所管する課から移管を受けたものに限る。)の滞納整理に関すること。 (カ) 債権の回収に係る指導、助言、研修及び総括管理に関すること。 (キ) 下関市債権管理委員会に関すること。
		法人係	(ア) 特別徴収に係る個人の市民税の賦課に関すること。 (イ) 法人の市民税の賦課に関すること。 (ウ) 市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。 (エ) 税の証明に関すること。 (オ) 所属課の庶務及び他係の所管に属しないこと。
		市民税係	(ア) 普通徴収に係る個人の市民税の賦課に関すること。
	資産税課	償却資産係	(ア) 債却資産の評価に関すること。 (イ) 債却資産課税台帳の閲覧に関すること。 (ウ) 債却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。 (エ) 軽自動車税の賦課に関すること。 (オ) 所属課の庶務及び他係の所管に属しないこと。
		家屋係	(ア) 家屋の評価に関すること。 (イ) 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧及び家屋課税台帳の閲覧に関すること。 (ウ) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
		土地係	(ア) 土地の評価に関すること。 (イ) 土地価格等縦覧帳簿の縦覧及び土地課税台帳の閲覧に関すること。 (ウ) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 (エ) 特別土地保有税の賦課に関すること。
総合支所	市民生活課	税務係	(ア) 税の窓口徴収に関すること。 (イ) 市民税の賦課に関すること。 (ウ) 市たばこ税及び入湯税の申告納付に関すること。 (エ) 税の証明に関すること。 (オ) 固定資産の評価に関すること。 (カ) 固定資産課税台帳の閲覧並びに家屋価格等縦覧帳簿及び土地価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。 (キ) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 (ク) 軽自動車税の賦課に関すること。

### III 財政

#### 1. 令和6年度 一般会計決算

歳 入			歳 出		
款 (項)	決算額 千円	構成比 %	款 (項)	決算額 千円	構成比 %
市 税	33,020,835	21.4	議 会 費	555,658	0.4
( 市 民 税 )	( 14,046,384 )	( 9.1 )	総 務 費	27,071,396	18.3
( 固 定 資 産 税 )	( 14,789,625 )	( 9.6 )	( う ち 徴 税 費 )	( 1,040,815 )	( 0.7 )
( 軽 自 動 車 税 )	( 845,336 )	( 0.5 )	民 生 費	52,742,690	35.7
( 市 た ば こ 税 )	( 1,830,426 )	( 1.2 )	衛 生 費	9,749,810	6.6
( 入 湯 税 )	( 40,510 )	( 0.0 )	労 働 費	611,058	0.4
( 都 市 計 画 税 )	( 1,468,554 )	( 1.0 )	農 林 水 産 業 費	4,220,927	2.9
地 方 謾 与 税	888,497	0.6	商 工 費	5,427,534	3.7
利 子 割 交 付 金	24,141	0.0	土 木 費	14,951,789	10.1
配 当 割 交 付 金	263,822	0.2	消 防 費	4,389,307	3.0
株 式 等 謾 渡 所 得 割 交 付 金	362,738	0.2	教 育 費	13,953,849	9.4
法 人 事 業 税 交 付 金	666,327	0.4	災 害 復 旧 費	2,731,663	1.8
地 方 消 費 税 交 付 金	6,663,483	4.3	公 債 費	11,521,081	7.8
ゴルフ場利用税交付金	44,438	0.0			
環 境 性 能 割 交 付 金	110,677	0.1			
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	67,952	0.0			
地 方 特 例 交 付 金	1,270,276	0.8			
地 方 交 付 税	26,030,242	16.9			
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	24,368	0.0			
分 担 金 及 び 負 担 金	730,007	0.5			
使 用 料 及 び 手 数 料	3,117,714	2.0			
国 庫 支 出 金	25,752,828	16.7			
県 支 出 金	9,037,688	5.9			
財 产 収 入	308,432	0.2			
寄 附 金	2,657,112	1.7			
繰 入 金	9,863,987	6.4			
繰 越 金	6,244,501	4.1			
諸 収 入	16,680,869	10.8			
市 債	10,326,129	6.7			
計	154,157,063	100.0	計	147,926,762	100.0

歳入歳出差引

6,230,301 千円 (翌年度繰越財源を含む。)

## 2. 令和7年度 一般会計当初予算

歳 入			歳 出		
款 (項)	予算額	構成比	款 (項)	予算額	構成比
	千円	%		千円	%
市 税	34,110,812	25.3	議 会 費	571,665	0.4
( 市 民 税 )	( 15,068,929 )	( 11.2 )	総 務 費	13,126,850	9.7
( 固 定 資 産 税 )	( 14,846,247 )	( 11.0 )	( 徴 税 費 )	( 9,849,137 )	( 7.3 )
( 軽 自 動 車 税 )	( 846,590 )	( 0.6 )	民 生 費	52,047,470	38.5
( 市 た ば こ 税 )	( 1,818,926 )	( 1.3 )	衛 生 費	10,787,523	8.0
( 入 湯 税 )	( 40,507 )	( 0.0 )	労 働 費	322,494	0.2
( 都 市 計 画 税 )	( 1,489,613 )	( 1.1 )	農 林 水 産 業 費	4,156,537	3.1
地 方 譲 与 税	883,244	0.7	商 工 費	6,770,824	5.0
利 子 割 交 付 金	56,010	0.0	土 木 費	14,131,876	10.5
配 当 割 交 付 金	228,245	0.2	消 防 費	6,254,881	4.6
株式等譲渡所得割交付金	257,477	0.2	教 育 費	14,095,914	10.4
法人事業税交付金	568,091	0.4	災 害 復 旧 費	1,124,400	0.8
地 方 消 費 税 交 付 金	6,675,908	4.9	公 債 費	11,529,566	8.5
ゴルフ場利用税交付金	43,454	0.0	予 備 費	100,000	0.1
環 境 性 能 割 交 付 金	134,070	0.1			
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	67,952	0.1			
地 方 特 例 交 付 金	242,448	0.2			
地 方 交 付 税	26,203,128	19.4			
交通安全対策特別交付金	26,825	0.0			
分 担 金 及 び 負 担 金	1,400,099	1.0			
使 用 料 及 び 手 数 料	3,377,903	2.5			
国 庫 支 出 金	22,004,641	16.3			
県 支 出 金	9,885,375	7.3			
財 产 収 入	359,684	0.3			
寄 附 金	2,823,793	2.1			
繰 入 金	8,512,325	6.3			
繰 越 金	600,000	0.4			
諸 収 入	5,844,616	4.3			
市 債	10,713,900	7.9			
計	135,020,000	100.0	計	135,020,000	100.0

前年度当初予算額 131,200,000 千円

## IV 市税総括

### 1. 令和6年度 市税決算表

科 目		予 算 現 額					
款	項	目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節(細節)	金 額
1		市 税	32,295,267,000	0	32,295,267,000		32,295,267,000
1		1 市 民 税	13,437,643,000	0	13,437,643,000		13,437,643,000
		1 個 人	10,829,307,000	0	10,829,307,000		10,829,307,000
						現 年 課 稅 分	10,750,559,000
						普 通 徴 収	
						特 別 徴 収	
						滯 納 繰 越 分	78,748,000
2		法 人	2,608,336,000	0	2,608,336,000		2,608,336,000
						現 年 課 稅 分	2,600,899,000
						滯 納 繰 越 分	7,437,000
2		固定資産税	14,683,071,000	0	14,683,071,000		14,683,071,000
1		1 純固定資産税	14,518,971,000	0	14,518,971,000		14,518,971,000
						現 年 課 稅 分	14,453,469,000
						土 地 ・ 家 屋	10,922,876,000
						償 却	3,530,593,000
						滯 納 繰 越 分	65,502,000
2		2 国有資産等 所在市町村交付金	164,100,000	0	164,100,000		164,100,000
						国 有 資 產 等 所 在 市 町 村 交 付 金	164,100,000
3		3 軽自動車税	830,123,000	0	830,123,000		830,123,000
1		1 環境性能割	34,692,000	0	34,692,000		34,692,000
						環 境 性 能 割	34,692,000
2		2 種別割	795,431,000	0	795,431,000		795,431,000
						現 年 課 稅 分	787,366,000
						滯 納 繰 越 分	8,065,000
4		4 市たばこ税	1,841,236,000	0	1,841,236,000		1,841,236,000
1		1 市たばこ税	1,841,236,000	0	1,841,236,000		1,841,236,000
						現 年 課 稅 分	1,841,236,000
						滯 納 繰 越 分	0
5		5 入湯税	38,797,000	0	38,797,000		38,797,000
1		1 入湯税	38,797,000	0	38,797,000		38,797,000
						現 年 課 稅 分	38,797,000
						滯 納 繰 越 分	0
6		6 都市計画税	1,464,397,000	0	1,464,397,000		1,464,397,000
1		1 都市計画税	1,464,397,000	0	1,464,397,000		1,464,397,000
						現 年 課 稅 分	1,457,640,000
						滯 納 繰 越 分	6,757,000
現 年 課 稅 分		32,128,758,000	0	32,128,758,000			32,128,758,000
滯 納 繰 越 分		166,509,000	0	166,509,000			166,509,000

(単位：円)

調定額	収入済額 (還付未済額を含む)	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額	収入歩合 (%)		還付未済額
					対予算	対調定	
33,683,791,654	33,020,835,074	75,075,539	587,881,041	601,038,756	102.2	98.0	13,157,715
14,382,126,357	14,046,384,097	43,965,701	291,776,559	302,798,326	104.5	97.7	11,021,767
11,400,167,764	11,104,007,423	26,865,156	269,295,185	278,120,852	102.5	97.4	8,825,667
11,097,648,134	11,001,808,607	859,250	94,980,277	103,762,117	102.3	99.1	8,781,840
2,000,863,800	1,909,278,194	821,990	90,763,616	91,980,526		95.4	1,216,910
9,096,784,334	9,092,530,414	37,260	4,216,660	11,781,590		100.0	7,564,930
302,519,630	102,198,816	26,005,906	174,314,908	174,358,735	129.8	33.8	43,827
2,981,958,593	2,942,376,674	17,100,545	22,481,374	24,677,474	112.8	98.7	2,196,100
2,948,966,600	2,939,504,464	844,500	8,617,636	10,813,736	113.0	99.7	2,196,100
32,991,993	2,872,210	16,256,045	13,863,738	13,863,738	38.6	8.7	0
15,054,731,936	14,789,625,460	24,546,371	240,560,105	242,390,803	100.7	98.2	1,830,698
14,890,631,336	14,625,524,860	24,546,371	240,560,105	242,390,803	100.7	98.2	1,830,698
14,642,574,700	14,556,668,878	2,399,844	83,505,978	85,336,676	100.7	99.4	1,830,698
11,040,939,568	10,976,164,007	1,809,555	62,966,006	64,346,407	100.5	99.4	1,380,401
3,601,635,132	3,580,504,871	590,289	20,539,972	20,990,269	101.4	99.4	450,297
248,056,636	68,855,982	22,146,527	157,054,127	157,054,127	105.1	27.8	0
164,100,600	164,100,600	0	0	0	100.0	100.0	0
164,100,600	164,100,600	0	0	0	100.0	100.0	0
880,592,122	845,335,646	4,073,247	31,183,229	31,304,668	101.8	96.0	121,439
55,241,600	55,241,600	0	0	0	159.2	100.0	0
55,241,600	55,241,600	0	0	0	159.2	100.0	0
825,350,522	790,094,046	4,073,247	31,183,229	31,304,668	99.3	95.7	121,439
792,327,100	781,229,762	93,400	11,003,938	11,121,938	99.2	98.6	118,000
33,023,422	8,864,284	3,979,847	20,179,291	20,182,730	109.9	26.8	3,439
1,830,426,027	1,830,426,027	0	0	0	99.4	100.0	0
1,830,426,027	1,830,426,027	0	0	0	99.4	100.0	0
1,830,426,027	1,830,426,027	0	0	0	99.4	100.0	0
0	0	0	0	0	-	-	0
40,547,850	40,509,600	0	38,250	38,250	104.4	99.9	0
40,547,850	40,509,600	0	38,250	38,250	104.4	99.9	0
40,509,600	40,509,600	0	0	0	104.4	100.0	0
38,250	0	0	38,250	38,250	-	0.0	0
1,495,367,362	1,468,554,244	2,490,220	24,322,898	24,506,709	100.3	98.2	183,811
1,495,367,362	1,468,554,244	2,490,220	24,322,898	24,506,709	100.3	98.2	183,811
1,470,186,400	1,461,561,034	240,956	8,384,410	8,568,221	100.3	99.4	183,811
25,180,962	6,993,210	2,249,264	15,938,488	15,938,488	103.5	27.8	0
33,041,980,761	32,831,050,572	4,437,950	206,492,239	219,602,688	102.2	99.4	13,110,449
641,810,893	189,784,502	70,637,589	381,388,802	381,436,068	114.0	29.6	47,266

## 2. 令和6年度 市税外歳入決算表 (税関係のみ)

科 目		予 算 現 領					
款	項	目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節(細節)	金 額
2		地方譲与税	923,394,000	0	923,394,000		923,394,000
	1	地方揮発油譲与税	184,600,000	0	184,600,000		184,600,000
	1	地方揮発油譲与税	184,600,000	0	184,600,000		184,600,000
						地 方 挥 発 油 譲 与 税	184,600,000
	2	自動車重量譲与税	599,525,000	0	599,525,000		599,525,000
	1	自動車重量譲与税	599,525,000	0	599,525,000		599,525,000
						自 動 車 重 量 譲 与 税	599,525,000
	3	特別とん譲与税	37,868,000	0	37,868,000		37,868,000
	1	特別とん譲与税	37,868,000	0	37,868,000		37,868,000
						特 別 と ん 譲 与 税	37,868,000
	4	森林環境譲与税	101,401,000	0	101,401,000		101,401,000
	1	森林環境譲与税	101,401,000	0	101,401,000		101,401,000
						森 林 環 境 譲 与 税	101,401,000
3		利子割交付金	18,254,000	0	18,254,000		18,254,000
	1	利子割交付金	18,254,000	0	18,254,000		18,254,000
	1	利子割交付金	18,254,000	0	18,254,000		18,254,000
						利 子 割 交 付 金	18,254,000
4		配当割交付金	144,729,000	0	144,729,000		144,729,000
	1	配当割交付金	144,729,000	0	144,729,000		144,729,000
	1	配当割交付金	144,729,000	0	144,729,000		144,729,000
						配 当 割 交 付 金	144,729,000
5		株式等譲渡 所得割交付金	147,144,000	0	147,144,000		147,144,000
	1	株式等譲渡 所得割交付金	147,144,000	0	147,144,000		147,144,000
	1	株式等譲渡 所得割交付金	147,144,000	0	147,144,000		147,144,000
						株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	147,144,000
6		法人事業税交付金	531,440,000	0	531,440,000		531,440,000
	1	法人事業税交付金	531,440,000	0	531,440,000		531,440,000
	1	法人事業税交付金	531,440,000	0	531,440,000		531,440,000
						法 人 事 業 税 交 付 金	531,440,000
7		地方消費税交付金	5,918,645,000	0	5,918,645,000		5,918,645,000
	1	地方消費税交付金	5,918,645,000	0	5,918,645,000		5,918,645,000
	1	地方消費税交付金	5,918,645,000	0	5,918,645,000		5,918,645,000
						地 方 消 費 税 交 付 金	5,918,645,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額	収入歩合 (%)		還付未済額
					対予算	対調定	
888,496,500	888,496,500	0	0	0	96.2	100.0	0
182,554,000	182,554,000	0	0	0	98.9	100.0	0
182,554,000	182,554,000	0	0	0	98.9	100.0	0
182,554,000	182,554,000	0	0	0	98.9	100.0	0
558,667,000	558,667,000	0	0	0	93.2	100.0	0
558,667,000	558,667,000	0	0	0	93.2	100.0	0
558,667,000	558,667,000	0	0	0	93.2	100.0	0
47,087,500	47,087,500	0	0	0	124.3	100.0	0
47,087,500	47,087,500	0	0	0	124.3	100.0	0
47,087,500	47,087,500	0	0	0	124.3	100.0	0
100,188,000	100,188,000	0	0	0	98.8	100.0	0
100,188,000	100,188,000	0	0	0	98.8	100.0	0
100,188,000	100,188,000	0	0	0	98.8	100.0	0
24,141,000	24,141,000	0	0	0	132.3	100.0	0
24,141,000	24,141,000	0	0	0	132.3	100.0	0
24,141,000	24,141,000	0	0	0	132.3	100.0	0
24,141,000	24,141,000	0	0	0	132.3	100.0	0
263,822,000	263,822,000	0	0	0	182.3	100.0	0
263,822,000	263,822,000	0	0	0	182.3	100.0	0
263,822,000	263,822,000	0	0	0	182.3	100.0	0
263,822,000	263,822,000	0	0	0	182.3	100.0	0
362,738,000	362,738,000	0	0	0	246.5	100.0	0
362,738,000	362,738,000	0	0	0	246.5	100.0	0
362,738,000	362,738,000	0	0	0	246.5	100.0	0
362,738,000	362,738,000	0	0	0	246.5	100.0	0
666,327,000	666,327,000	0	0	0	125.4	100.0	0
666,327,000	666,327,000	0	0	0	125.4	100.0	0
666,327,000	666,327,000	0	0	0	125.4	100.0	0
666,327,000	666,327,000	0	0	0	125.4	100.0	0
6,663,483,000	6,663,483,000	0	0	0	112.6	100.0	0
6,663,483,000	6,663,483,000	0	0	0	112.6	100.0	0
6,663,483,000	6,663,483,000	0	0	0	112.6	100.0	0
6,663,483,000	6,663,483,000	0	0	0	112.6	100.0	0

→(次ページに続く)

科 目		予 算 現 額					
款	項	目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節(細節)	金 額
8		ゴルフ場利用税交付金	42,830,000	0	42,830,000		42,830,000
	1	ゴルフ場利用税 交付金	42,830,000	0	42,830,000		42,830,000
	1	ゴルフ場利用税 交付金	42,830,000	0	42,830,000		42,830,000
						ゴルフ場利用税 交 付 金	42,830,000
9		環境性能割交付金	151,186,000	0	151,186,000		151,186,000
	1	環境性能割 交付金	151,186,000	0	151,186,000		151,186,000
	1	環境性能割 交付金	151,186,000	0	151,186,000		151,186,000
						環 境 性 能 割 交 付 金	151,186,000
10		国有提供施設等 所在市助成交付金	69,022,000	0	69,022,000		69,022,000
	1	国有提供施設等 所在市助成交付金	69,022,000	0	69,022,000		69,022,000
	1	国有提供施設等 所在市助成交付金	69,022,000	0	69,022,000		69,022,000
						国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	69,022,000
11		使用料及び手数料	19,832,000	0	19,832,000		19,832,000
	1	手数料	19,832,000	0	19,832,000		19,832,000
	1	総務手数料	19,832,000	0	19,832,000		19,832,000
						総 務 手 数 料	19,832,000
12		県支出金	380,187,000	0	380,187,000		380,187,000
	1	委託金	380,187,000	0	380,187,000		380,187,000
	1	総務費委託金	380,187,000	0	380,187,000		380,187,000
						徵 稅 費 委 託 金	380,187,000
13		諸収入	71,109,000	0	71,109,000		71,109,000
	1	延滞金、加算金 及び過料	63,105,000	0	63,105,000		63,105,000
	1	延滞金	63,105,000	0	63,105,000		63,105,000
						延 滞 金	63,105,000
	2	加算金	0	0	0		0
						加 算 金	0
	2	雑入	8,004,000	0	8,004,000		8,004,000
	1	滞納処分費	7,533,000	0	7,533,000		7,533,000
						滯 納 処 分 費	7,533,000
	2	弁償金	20,000	0	20,000		20,000
						弁 償 金	20,000
	3	雑入	451,000	0	451,000		451,000
						雑 入	451,000

→ (前ページからの続き)

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額	収入歩合 (%)		還付未済額
					対予算	対調定	
44,438,187	44,438,187	0	0	0	103.8	100.0	0
44,438,187	44,438,187	0	0	0	103.8	100.0	0
44,438,187	44,438,187	0	0	0	103.8	100.0	0
44,438,187	44,438,187	0	0	0	103.8	100.0	0
110,677,000	110,677,000	0	0	0	73.2	100.0	0
110,677,000	110,677,000	0	0	0	73.2	100.0	0
110,677,000	110,677,000	0	0	0	73.2	100.0	0
110,677,000	110,677,000	0	0	0	73.2	100.0	0
67,952,000	67,952,000	0	0	0	98.4	100.0	0
67,952,000	67,952,000	0	0	0	98.4	100.0	0
67,952,000	67,952,000	0	0	0	98.4	100.0	0
67,952,000	67,952,000	0	0	0	98.4	100.0	0
18,852,629	18,852,629	0	0	0	95.1	100.0	0
18,852,629	18,852,629	0	0	0	95.1	100.0	0
18,852,629	18,852,629	0	0	0	95.1	100.0	0
18,852,629	18,852,629	0	0	0	95.1	100.0	0
386,189,358	386,189,358	0	0	0	101.6	100.0	0
386,189,358	386,189,358	0	0	0	101.6	100.0	0
386,189,358	386,189,358	0	0	0	101.6	100.0	0
386,189,358	386,189,358	0	0	0	101.6	100.0	0
269,171,910	90,587,964	0	178,583,946	178,583,946	127.4	33.7	0
262,853,464	84,269,518	0	178,583,946	178,583,946	133.5	32.1	0
262,853,464	84,269,518	0	178,583,946	178,583,946	133.5	32.1	0
262,853,464	84,269,518	0	178,583,946	178,583,946	133.5	32.1	0
0	0	0	0	0	-	-	0
0	0	0	0	0	-	-	0
6,318,446	6,318,446	0	0	0	78.9	100.0	0
61,000	61,000	0	0	0	0.8	100.0	0
61,000	61,000	0	0	0	0.8	100.0	0
11,200	11,200	0	0	0	56.0	100.0	0
11,200	11,200	0	0	0	56.0	100.0	0
6,246,246	6,246,246	0	0	0	1385.0	100.0	0
6,246,246	6,246,246	0	0	0	1385.0	100.0	0

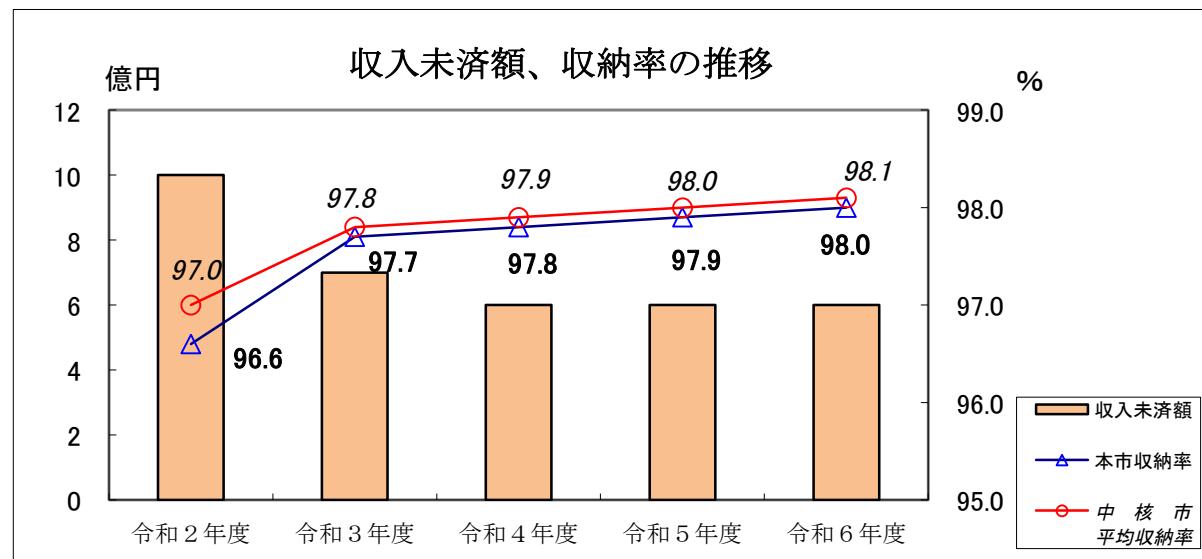
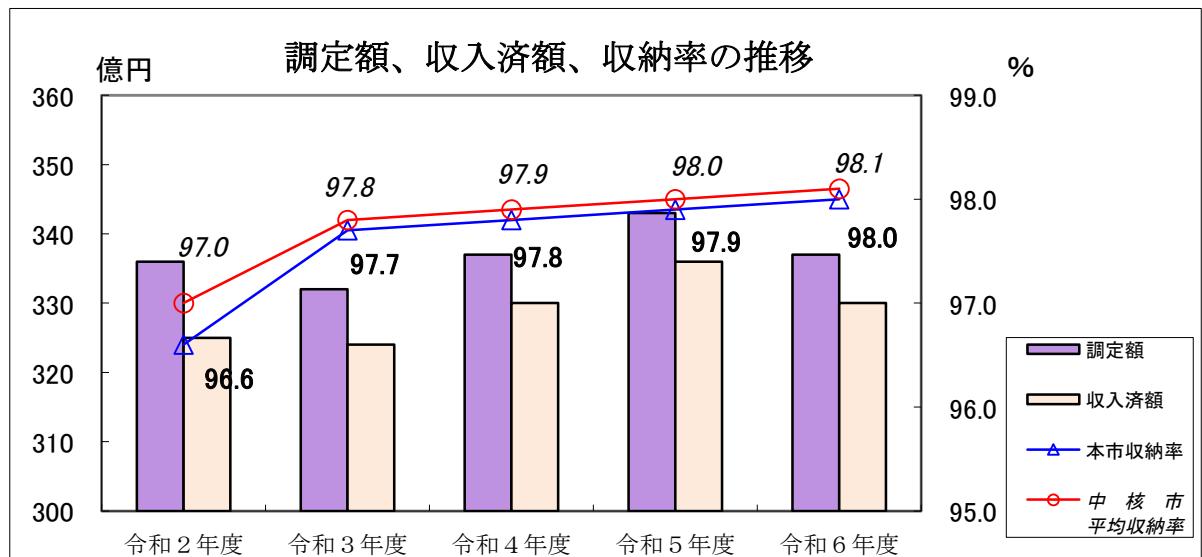
### 3. 年度別税目別決算額

年度区分 税目区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度				
	調定額 千円	収入済額 千円	収納率 %	調定額 千円	収入済額 千円	収納率 %	調定額 千円	収入済額 千円	収納率 %	収入 対前年比	
市 税	33,632,198	32,488,143	96.6	33,185,291	32,425,366	97.7	99.8	33,711,305	32,970,868	97.8	101.7
市 民 税	15,023,253	14,586,583	97.1	14,751,355	14,367,453	97.4	98.5	14,746,879	14,377,962	97.5	100.1
個 人	12,460,299	12,105,172	97.1	12,150,622	11,808,830	97.2	97.6	12,105,285	11,768,497	97.2	99.7
現年課税分	12,124,978	12,015,369	99.1	11,814,599	11,729,330	99.3	97.6	11,808,917	11,700,020	99.1	99.8
滞納繰越分	335,321	89,803	26.8	336,023	79,500	23.7	88.5	296,368	68,477	23.1	86.1
法 人	2,562,954	2,481,411	96.8	2,600,733	2,558,623	98.4	103.1	2,641,594	2,609,465	98.8	102.0
現年課税分	2,536,110	2,477,961	97.7	2,532,086	2,523,486	99.7	101.8	2,603,086	2,594,767	99.7	102.8
滞納繰越分	26,844	3,450	12.9	68,647	35,137	51.2	1,018.5	38,508	14,698	38.2	41.8
固 定 資 産 税	14,607,421	14,018,170	96.0	14,350,879	14,054,167	97.9	100.3	14,745,918	14,451,313	98.0	102.8
固定資産税	14,453,626	13,864,375	95.9	14,201,641	13,904,929	97.9	100.3	14,591,529	14,296,924	98.0	102.8
現年課税分	14,161,980	13,783,055	97.3	13,662,495	13,565,614	99.3	98.4	14,331,094	14,235,414	99.3	104.9
滞納繰越分	291,646	81,320	27.9	539,146	339,315	62.9	417.3	260,435	61,510	23.6	18.1
国有資産等所在市町村交付金	153,795	153,795	100.0	149,238	149,238	100.0	97.0	154,389	154,389	100.0	103.5
軽自動車税	799,678	751,733	94.0	811,386	769,989	94.9	102.4	842,358	802,496	95.3	104.2
環境性能割	23,828	23,828	100	27,139	27,139	100.0	-	39,875	39,875	100.0	146.9
種 別 割	775,850	727,905	94	784,247	742,850	95	-	802,483	762,621	95	-
現年課税分	727,491	715,187	98	745,240	733,873	99	-	766,123	754,613	99	-
滞納繰越分	48,359	12,718	26	39,007	8,977	23	-	36,360	8,008	22	-
市たばこ税	1,695,903	1,695,866	100.0	1,787,314	1,787,277	100.0	105.4	1,856,175	1,856,138	100.0	103.9
現年課税分	1,695,903	1,695,866	100.0	1,787,277	1,787,277	100.0	105.4	1,856,138	1,856,138	100.0	103.9
滞納繰越分	0	0	-	37	0	0.0	-	37	0	0.0	-
特別土地保有税	7,417	448	6.0	6,969	371	5.3	82.8	6,598	0	0.0	0.0
現年課税分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滞納繰越分	7,417	448	6.0	6,969	371	5.3	82.8	6,598	0	0.0	0.0
入湯税	20,366	20,055	98.5	26,835	26,506	98.8	132.2	34,921	34,906	100.0	131.7
現年課税分	20,000	20,000	100.0	26,525	26,506	99.9	132.5	34,902	34,887	100.0	131.6
滞納繰越分	366	55	15.0	310	0	0.0	0.0	19	19	100.0	-
都市計画税	1,478,160	1,415,288	95.7	1,450,553	1,419,603	97.9	100.3	1,478,456	1,448,053	97.9	102.0
現年課税分	1,444,497	1,405,847	97.3	1,393,466	1,383,584	99.3	98.4	1,451,323	1,441,634	99.3	104.2
滞納繰越分	33,663	9,441	28.0	57,087	36,019	63.1	381.5	27,133	6,419	23.7	17.8
現年課税分	32,888,582	32,290,908	98.2	32,138,065	31,926,047	99.3	98.9	33,045,847	32,811,737	99.3	102.8
滞納繰越分	743,616	197,235	26.5	1,047,226	499,319	47.7	253.2	665,458	159,131	23.9	31.9

令和5年度				令和6年度			
調定額	収入済額	取納率	収入対前年比	調定額	収入済額	取納率	収入対前年比
千円	千円	%	%	千円	千円	%	%
34,301,202	33,582,888	97.9	101.9	33,683,791	33,020,835	98.0	98.3
15,001,055	14,635,069	97.6	101.8	14,382,126	14,046,384	97.7	96.0
12,276,757	11,952,714	97.4	101.6	11,400,168	11,104,007	97.4	92.9
11,960,238	11,860,630	99.2	101.4	11,097,648	11,001,808	99.1	92.8
316,519	92,084	29.1	134.5	302,520	102,199	33.8	111.0
2,724,298	2,682,355	98.5	102.8	2,981,958	2,942,377	98.7	109.7
2,697,018	2,677,082	99.3	103.2	2,948,966	2,939,505	99.7	109.8
27,280	5,273	19.3	35.9	32,992	2,872	8.7	54.5
15,050,752	14,771,462	98.1	102.2	15,054,732	14,789,625	98.2	100.1
14,893,700	14,614,410	98.1	102.2	14,890,632	14,625,525	98.2	100.1
14,629,637	14,539,296	99.4	102.1	14,642,575	14,556,669	99.4	100.1
264,063	75,114	28.4	122.1	248,057	68,856	27.8	91.7
157,052	157,052	100.0	101.7	164,100	164,100	100.0	104.5
852,049	814,188	95.6	101.5	880,592	845,336	96.0	103.8
37,225	37,225	100.0	93.4	55,242	55,242	100.0	148.4
814,824	776,963	95.4	101.9	825,350	790,094	95.7	101.7
780,833	769,098	98.5	101.9	792,327	781,230	98.6	101.6
33,991	7,865	23.1	98.2	33,023	8,864	26.8	112.7
1,859,677	1,859,640	100.0	100.2	1,830,426	1,830,426	100.0	98.4
1,859,640	1,859,640	100.0	100.2	1,830,426	1,830,426	100.0	98.4
37	0	0.0	-	-	-	-	-
6,598	0	0.0	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
6,598	0	0.0	-	-	-	-	-
38,651	38,614	99.9	110.6	40,548	40,510	99.9	104.9
38,636	38,599	99.9	110.6	40,510	40,510	100.0	105.0
15	15	100.0	78.9	38	0	0.0	0.0
1,492,420	1,463,915	98.1	101.1	1,495,367	1,468,554	98.2	100.3
1,465,211	1,456,163	99.4	101.0	1,470,186	1,461,561	99.4	100.4
27,209	7,752	28.5	120.8	25,181	6,993	27.8	90.2
33,625,490	33,394,785	99.3	101.8	33,041,980	32,831,051	99.4	98.3
675,712	188,103	27.8	118.2	641,811	189,784	29.6	100.9

#### 4. 市税の推移

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
調定額	億円 336	億円 332	億円 337	億円 343	億円 337
収入済額	325	324	330	336	330
不納欠損額	1	1	1	1	1
収入未済額	10	7	6	6	6
本市収納率	% 96.6	% 97.7	% 97.8	% 97.9	% 98.0
中核市平均収納率	97.0	97.8	97.9	98.0	98.1



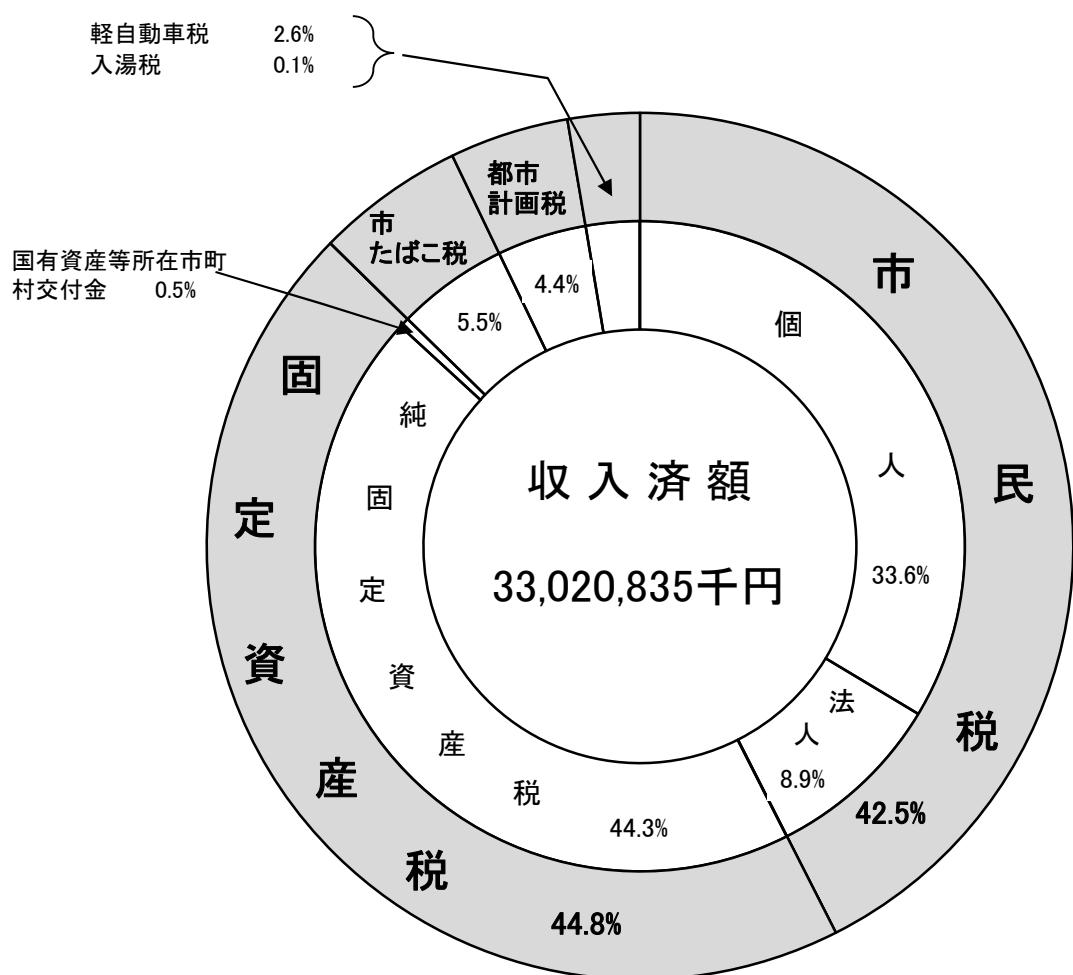
5. 年度別市税外歳入収入済額 (税関係のみ)

(単位 : 千円)

年度 科 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
地 方 譲 与 税	826,086	838,078	852,358	863,479	888,497
地方揮発油譲与税	188,036	193,662	184,661	185,396	182,554
自動車重量譲与税	547,077	553,708	552,714	558,918	558,667
特別とん譲与税	29,121	31,445	35,887	40,069	47,088
森林環境譲与税	61,852	59,263	79,096	79,096	100,188
利子割交付金	55,922	45,582	22,782	20,330	24,141
配当割交付金	121,570	181,290	163,820	187,479	263,822
株式等譲渡金 所得割交付金	137,176	210,659	120,731	208,653	362,738
法人事業税交付金	268,522	519,352	620,417	568,173	666,327
地方消費税交付金	5,579,520	6,040,334	6,199,754	6,119,790	6,663,483
ゴルフ場利用税 交付金	38,432	46,265	46,528	44,539	44,438
環境性能割交付金	78,083	72,523	88,905	106,434	110,677
国有提供施設等 所在市助成交付金	73,951	72,319	69,382	69,022	67,952
総務手数料	19,266	19,750	20,249	19,562	18,853
督促手数料	5,649	5,075	4,896	5,003	4,922
証明手数料等	13,617	14,675	15,353	14,559	13,931
徴税費委託金	390,905	390,361	384,789	382,891	386,189
諸 収 入	75,794	60,647	73,395	80,044	90,588
延滞金、加算金 及 び 過料	75,098	60,580	67,394	73,417	84,270
延滞金	75,098	60,580	67,394	73,417	84,270
加算金	0	0	0	0	0
雜 入	696	67	6,001	6,627	6,318
滯納処分費	616	0	4	0	61
弁償金	16	16	13	12	11
雜 入	64	51	5,984	6,615	6,246

## 6. 令和6年度 市税決算額構成

税目	調定額 千円	構成比 %	収入済額 千円	構成比 %	収納率 %
市民税	14,382,126	42.7	14,046,384	42.5	97.7
個人	11,400,168	33.8	11,104,007	33.6	97.4
法人	2,981,958	8.9	2,942,377	8.9	98.7
固定資産税	15,054,732	44.7	14,789,625	44.8	98.2
純固定資産税	14,890,632	44.2	14,625,525	44.3	98.2
国有資産等所在市町村交付金	164,100	0.5	164,100	0.5	100.0
軽自動車税	880,592	2.6	845,336	2.6	96.0
市たばこ税	1,830,426	5.5	1,830,426	5.5	100.0
入湯税	40,548	0.1	40,510	0.1	99.9
都市計画税	1,495,367	4.4	1,468,554	4.4	98.2
合計	33,683,791	100.0	33,020,835	100.0	98.0



## 7. 年度別市税負担状況調（決算）

年 度 区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	金額	前年 対比	金額	前年 対比	金額	前年 対比
予 算 額	千円 32,818,757	% —	千円 33,275,234	% 101.4	千円 32,295,267	% 97.1
調 定 額	33,711,305	—	34,301,202	101.7	33,683,792	98.2
収 入 額	32,970,868	—	33,582,888	101.9	33,020,835	98.3
不 納 欠 損 額	65,235	—	72,691	111.4	75,076	103.3
収納率	対予算	100.5 %		100.9 %		102.3 %
	対調定	97.8 %		97.9 %		98.0 %
指 数 令和4年度 を100とし て	予算額	100.0		101.4		98.4
	調定額	100.0		101.7		99.9
	収入額	100.0		101.9		100.2
人 口 1月1日現在	250,807 人		247,456 人		243,811 人	
世 帯 数	114,887 世帯		114,594 世帯		114,133 世帯	
1世帯当たり人口	2.18 人		2.16 人		2.14 人	
1当たる 負担額	予算額	131 千円		134 千円		132 千円
	調定額	134 千円		139 千円		138 千円
	収入額	131 千円		136 千円		135 千円
1世帯 当たり 負担額	予算額	286 千円		290 千円		283 千円
	調定額	293 千円		299 千円		295 千円
	収入額	287 千円		293 千円		289 千円
税務職員 1当たる 人口等	職員数	122 人		119 人		117 人
	1人当たり 人口	2,056 人		2,079 人		2,084 人
	1人当たり 世帯数	942 世帯		963 世帯		975 世帯
税務職員 1当たる 賦課額等	予算額	269,006 千円		279,624 千円		276,028 千円
	調定額	276,322 千円		288,245 千円		287,896 千円
	収入額	270,253 千円		282,209 千円		282,229 千円

※ 人口及び世帯数は推計人口・世帯数の数値

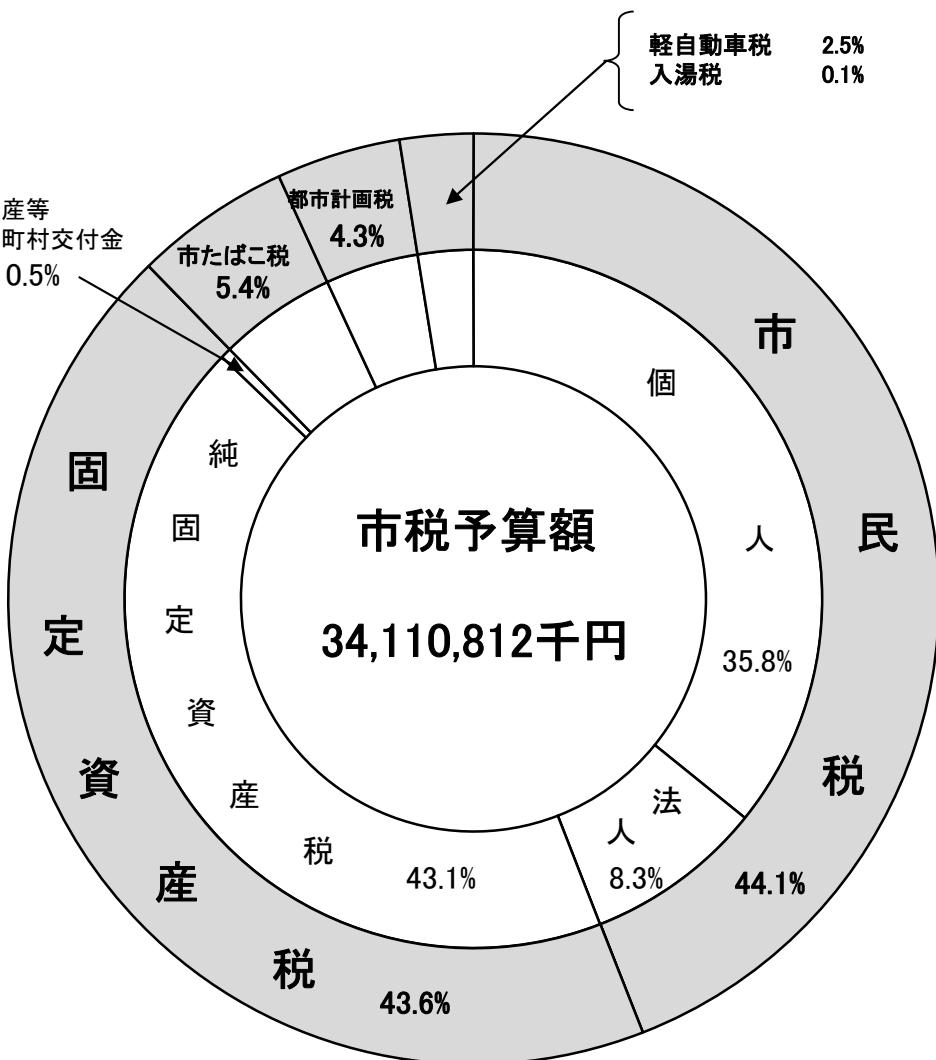
## 8. 市税の徴稅費に関する調

(単位 : 千円)

区分		年 度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
税収入額	1 市 稅	32,970,868	33,582,888	33,020,835	
	2 個 人 の 県 民 稅	7,801,833	7,924,760	7,341,057	
	3 合 計	40,772,701	41,507,648	40,361,892	
徴 件 費	4 基 本 紙	400,985	384,948	394,689	
	5 諸 手 当	228,782	230,478	235,395	
	(イ) 時 間 外 勤 務 手 当	36,499	37,405	31,134	
	(ロ) 税 務 手 当	4,648	4,382	4,358	
	(ハ) そ の 他 の 手 当	187,635	188,691	199,903	
	6 そ の 他	156,552	149,881	157,124	
	7 小 計	786,319	765,307	787,208	
	8 旅 費	438	485	638	
費	9 そ の 他	290,999	297,776	224,650	
	10 小 計	291,437	298,261	225,288	
	11 納 期 前 納 付 の 報 當 金				
	12 納 稅 貯 蓄 組 合 補 助 金				
	13 納 稅 當 励 金				
	14 そ の 他	70	78	80	
	15 小 計	70	78	80	
	16 そ の 他	21,095	23,794	28,300	
県民税 徴 収 取 扱 費	17 合 計	1,098,921	1,087,440	1,040,876	
	18 納 稅 通 知 書 を 基 準 に し た 金 額				
	19 徴 収 額 を 基 準 に し た 金 額				
	20 納 稅 義 務 者 数 を 基 準 に し た 金 額	384,789	382,891	386,189	
	21 報 當 金 の 額 に 相 当 す る 金 額				
税 収 に 対 す る 徴 稅 費 用 の 割 合	22 合 計	384,789	382,891	386,189	
	23 純 市 税 徴 収 費 用 (17-22)	714,132	704,549	654,687	
	24 市 税 ・ 県 民 税 に 対 す る 割 合 (17/3)	2.7%	2.6%	2.6%	
徴 稅 職 員 数	25 市 税 に 対 す る 割 合 (23/1)	2.2%	2.1%	2.0%	
	26 徴 稅 職 員	122 人	119 人	119 人	
	会 計 年 度 任 用 職 員 等	10 人	9 人	9 人	
職 員 1 人 当 た り の 人 件 費 (7/26)		5,957	5,979	6,150	

## 9. 令和7年度 市税予算額構成

区 分 税 目	調定見込額 (A)	予 算 額 (B)	計上率(B) (A)	(B)の構成比	(A)の構成比
市 民 税	千円 15,435,069	千円 15,068,929	% 97.6	% 44.1	% 44.3
個 人	12,546,827	12,226,595	97.4	35.8	36.0
現 年 課 税 分	12,254,199	12,147,586	99.1	35.6	35.2
滯 納 繰 越 分	292,628	79,009	27.0	0.2	0.8
法 人	2,888,242	2,842,334	98.4	8.3	8.3
現 年 課 税 分	2,854,290	2,833,167	99.3	8.3	8.2
滯 納 繰 越 分	33,952	9,167	27.0	0.0	0.1
固 定 資 産 税	15,105,548	14,846,247	98.3	43.6	43.5
固 定 資 産 税	14,939,785	14,680,484	98.3	43.1	43.0
現 年 課 税 分	14,709,512	14,618,311	99.4	42.9	42.3
滯 納 繰 越 分	230,273	62,173	27.0	0.2	0.7
国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 付 金	165,763	165,763	100.0	0.5	0.5
軽 自 動 車 税	881,197	846,590	96.1	2.5	2.5
環 境 性 能 割	50,640	50,640	100.0	0.1	0.1
種 別 割	830,557	795,950	95.8	2.3	2.4
現 年 課 税 分	800,701	787,889	98.4	2.3	2.3
滯 納 繰 越 分	29,856	8,061	27.0	0.0	0.1
市 た ば こ 税	1,818,926	1,818,926	100.0	5.4	5.2
現 年 課 税 分	1,818,926	1,818,926	100.0	5.4	5.2
滯 納 繰 越 分	0	0	-	0.0	0.0
入 湯 税	40,545	40,507	99.9	0.1	0.1
現 年 課 税 分	40,507	40,507	100.0	0.1	0.1
滯 納 繰 越 分	38	0	-	0.0	0.0
都 市 計 画 税	1,515,885	1,489,613	98.3	4.3	4.4
現 年 課 税 分	1,492,573	1,483,319	99.4	4.3	4.3
滯 納 繰 越 分	23,312	6,294	27.0	0.0	0.1
市 税	34,797,170	34,110,812	98.0	100.0	100.0
現 年 課 税 分	34,187,111	33,946,108	99.3	99.5	98.3
滯 納 繰 越 分	610,059	164,704	27.0	0.5	1.7



10. 令和7年度 市税負担状況 (交付金を除く調定見込(現年度分のみ)による。)  
(単位:円)

区分 税目	市民税	固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	都市計画税	その他の税
市民1人当たり	61,968	60,332	3,614	7,460	6,122	166
1世帯当たり	132,376	128,880	7,721	15,937	13,077	355
納稅義務者1人当たり <small>(法人分を除く。)</small>	99,770	100,848 <small>(都市計画税を含む。)</small>				

[人口 243,811 人]  
[世帯 114,133 世帯]  
令和6年1月1日現在の推計人口・世帯

納稅義務者数 (市民税)  
(固定資産税) 122,825人  
160,659人

## 11. 年度別市民税調定額（現年課税最終調定）

年 度 種 別		令和4年度	令和5年度	令和6年度
個 人	所得割	千円 11,380,055	千円 11,533,087	千円 10,728,210
	均等割	428,862	427,151	369,437
	計	11,808,917	11,960,238	11,097,647
法 人	法人税割	1,924,439	2,029,933	2,273,315
	均等割	678,647	667,084	675,651
	計	2,603,086	2,697,017	2,948,966
合 計		14,412,003	14,657,255	14,046,613

## 12. 年度別市民税納稅義務者数（最終調定分）

区 分 年度・種別		均等割のみを 納 め る 者	所 得 割 のみ (退職分離) を 納 め る 者	所 納 得 割 を め る 者	合 計
R 4	個 人	人 10,398	人 628	人 113,521	人 124,547
	法 人	人 3,632	-	人 2,844	人 6,476
R 5	個 人	人 10,292	人 661	人 113,120	人 124,073
	法 人	人 3,702	-	人 2,765	人 6,467
R 6	個 人	人 20,012	人 505	人 103,282	人 123,799
	法 人	人 3,620	-	人 2,794	人 6,414

13. 令和7年度 市民税（個人）の納稅義務者等に関する調（R7.7.1現在）

区分 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割 納稅義務者数 (E)
	納稅義務者数 (A)	均等割額 (B)	納稅義務者数 (C)	所得割額 (D)	
給与所得者	人 3,980	千円 11,940			人 88,862
営業所得者	709	2,127			4,063
農業所得者	37	111			188
その他の所得者	5,190	15,570			19,720
家屋敷等のみ	76	228			
合 計	9,992	29,976	0	0	112,833

14. 令和7年度 市民税（個人）課税標準額段階別所得割額調

区分 課税所得 金額の段階	給与所得者		営業所得者		農業 人員
	人員	所得割額	人員	所得割額	
10万円以下の金額	人 2,823	千円 4,761	人 213	千円 389	人 12
10万円を超え 100万円以下	24,387	782,471	1,313	35,854	73
100万円を超え 200万円以下	28,315	2,303,762	978	79,778	47
200万円を超え 300万円以下	16,711	2,260,791	553	76,339	23
300万円を超え 400万円以下	8,328	1,610,337	304	59,888	10
400万円を超え 550万円以下	4,422	1,146,694	245	65,011	11
550万円を超え 700万円以下	1,304	446,908	131	45,795	5
700万円を超え 1,000万円以下	1,018	467,490	119	54,275	3
1,000万円を超え 2,000万円以下	799	580,293	108	79,209	0
2,000万円を超え 5,000万円以下	202	309,579	48	76,946	1
5,000万円を超 1億円以下	29	104,228	7	26,835	0
1億円を超える金額	3	21,579	0	0	0
合 計	88,341	10,038,893	4,019	600,319	185

と所得割を納める者		合 計					
均等割額 (F)	所得割額 (G)	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 (A)+(C)+(E)	
		納税義務者数 (A)+(E)	均等割額 (B)+(F)	納税義務者数 (C)+(E)	所得割額 (D)+(G)		
千円 266,586	千円 10,229,274	人 92,842	千円 278,526	人 88,862	千円 10,229,274	人 92,842	
12,189	622,131	4,772	14,316	4,063	622,131	4,772	
564	19,597	225	675	188	19,597	225	
59,160	1,241,351	24,910	74,730	19,720	1,241,351	24,910	
		76	228			76	
338,499	12,112,353	122,825	368,475	112,833	12,112,353	122,825	

所得者	その他の所得者		分離譲渡所得者		合 計	
所得割額	人 員	所得割額	人 員	所得割額	人 員	所得割額
千円 19	人 1,659	千円 3,003	人 213	千円 32,081	人 4,920	千円 40,253
2,338	12,877	322,155	272	32,044	38,922	1,174,862
3,881	3,059	234,603	224	41,905	32,623	2,663,929
3,281	627	85,889	187	38,621	18,101	2,464,921
2,101	263	51,668	111	23,587	9,016	1,747,581
3,021	167	43,778	107	36,696	4,952	1,295,200
1,664	98	34,011	47	17,802	1,585	546,180
1,498	117	53,535	55	28,412	1,312	605,210
0	76	57,109	67	66,798	1,050	783,409
1,590	11	17,154	34	59,675	296	464,944
0	2	6,861	10	117,160	48	255,084
0	0	0	5	44,324	8	65,903
19,393	18,956	909,766	1,332	539,105	112,833	12,107,476

※14表の所得割額は減免後の税額

## 15. 令和7年度 法人市民税状況調

### ① 業種別法人数等

業 種	法人数	構成比 (%)	法人税割 (千円)	構成比 (%)	均等割 (千円)	構成比 (%)
農業・林業	98	1.5	3,821	0.2	9,027	1.3
漁業	14	0.2	29,168	1.3	4,459	0.7
鉱業	8	0.1	1,065	0.0	695	0.1
建設業	1,056	16.5	173,342	7.6	85,569	12.7
製造業	608	9.5	669,937	29.5	98,766	14.6
電気・ガス・水道業	32	0.5	86,911	3.8	4,313	0.6
情報通信業	117	1.8	48,665	2.1	16,801	2.5
運輸業・郵便業	264	4.1	72,144	3.2	40,995	6.1
卸売業・小売業	1,596	24.9	305,091	13.4	178,757	26.5
金融業・保険業	148	2.3	615,986	27.1	43,782	6.5
不動産業・物品賃貸業	615	9.6	91,038	4.0	40,643	6.0
学術研究・専門技術サービス	400	6.2	29,079	1.3	33,988	5.0
宿泊業・飲食サービス業	308	4.8	22,758	1.0	30,546	4.5
生活関連サービス業	216	3.4	23,944	1.1	18,580	2.7
教育学習支援業	60	0.9	597	0.0	3,421	0.5
医療福祉	409	6.4	34,277	1.5	25,630	3.8
複合サービス業	81	1.3	2,803	0.1	8,755	1.3
サービス業	377	5.9	62,675	2.8	30,494	4.5
その他	7	0.1	14	0.0	430	0.1
合 計	6,414	100.0	2,273,315	100.0	675,651	100.0

## ② 組織別法人数等

法人の種類	法人数	構成比 (%)	法人税割 (千円)	構成比 (%)	均等割 (千円)	構成比 (%)
株 式	3,883	60.5	1,801,544	79.2	518,383	76.7
有 限	1,656	25.8	69,068	3.0	88,930	13.2
合 資	8	0.1	0	0.0	560	0.1
合 名	10	0.2	0	0.0	475	0.1
相 互	5	0.1	29,221	1.3	5,050	0.7
公 益	財 団	2	0.0	202	0.0	100
	社 団	0	0.0	0	0	0.0
一 般	財 团	14	0.2	8,972	0.4	666
	社 団	53	0.8	942	0.0	2,579
宗 教	40	0.6	689	0.0	2,050	0.3
医 療	157	2.4	24,464	1.1	9,642	1.4
学 校	4	0.1	66	0.0	200	0.0
社 会 福 祉	1	0.0	119	0.0	50	0.0
その他の	581	9.1	338,028	14.9	46,966	7.0
合 計	6,414	100.0	2,273,315	100.0	675,651	100.0

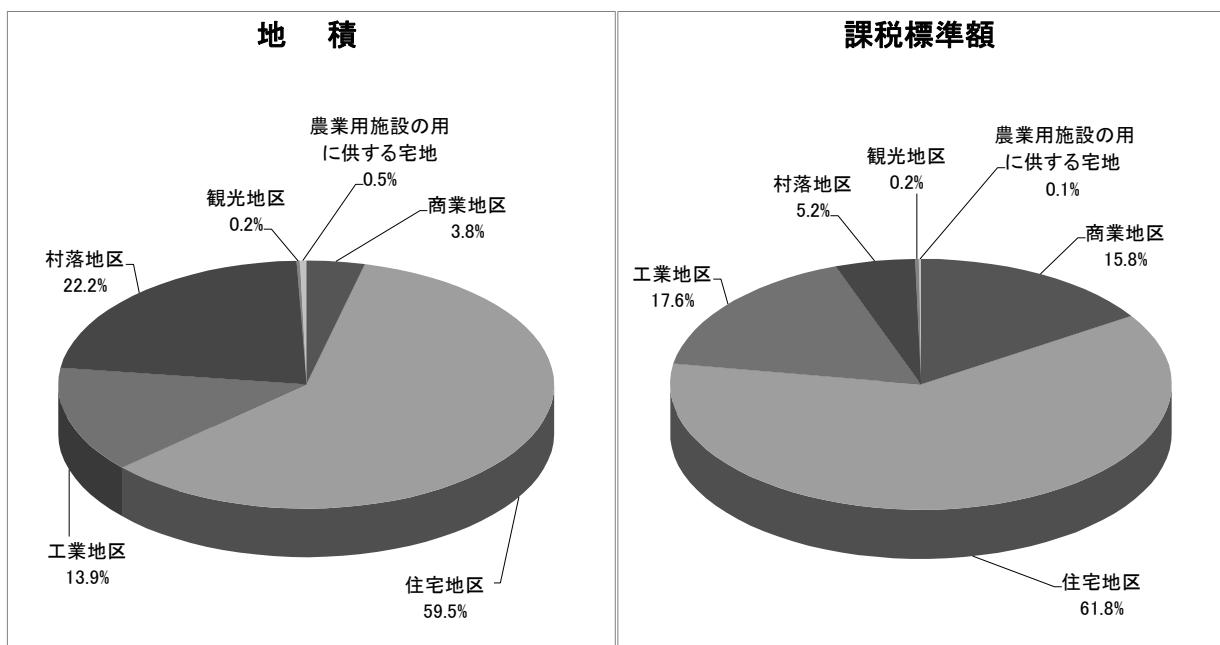
## 16. 令和7年度 土地に関する調

区分 地目	納税義務者数	地 積			
		法定免税点以上 のもの	非課税地積	評価総地積 (A)	法定免税点未満のもの (B)
田	一般田	人 9,210	m <sup>2</sup> 1,083,588	m <sup>2</sup> 68,555,108	m <sup>2</sup> 1,785,927
	勧告遊休田	5		6,899	0
	介在田・ 市街化区域田	474	12,936	633,445	2,382
畠	一般畠	8,117	433,987	16,237,850	1,732,657
	勧告遊休畠				
	介在畠・ 市街化区域畠	1,524	9,317	1,391,946	8,153
宅地	小規模住宅用地	63,463		17,882,478	994,032
	一般住宅用地	42,305		10,625,789	227,251
	商業地等 (非住宅用地)	12,289		14,091,209	39,632
	計	118,057	3,639,014	42,599,476	1,260,915
塩田					
鉱泉地		33	101	215	12
池沼		244	218,356	143,949	46,084
山林	一般山林	12,254	38,875,159	297,697,739	26,499,222
	介在山林				
牧場		14	133,393	184,070	1,779
原野		5,290	621,573	9,289,416	1,649,076
雑種地	ゴルフ場の用地	31	4,628	1,994,515	442
	遊園地の用地				
	鉄軌道用地	7	9,605	1,900,605	19
	その他の雑種地	12,098	4,762,405	12,988,485	820,261
	計	12,136	4,776,638	16,883,605	820,722
その他			135,813,688		
合計 (上記を名寄せしたもの)		72,965	185,617,750	453,623,718	33,806,929
					419,816,789

決 定 價 格				筆 数				単位当たり価格	
総額 (C)	法定免税点未満のもの (D)	法定免税点以上のもとの (C)-(D)=(E)	(E)に係る課税標準額	非課税地 筆数	評価 総筆数 (F)	法定免税点未満のもの (G)	法定免税点以上のもとの (F)-(G)	平均価格 (C) (A)	最高価格
千円 7,152,199	千円 162,330	千円 6,989,869	千円 6,973,331	筆 2,759	筆 50,844	筆 2,356	筆 48,488	円／m <sup>2</sup> 104	円／m <sup>2</sup> 308
1,365	0	1,365	1,365		5	0	5	198	219
3,506,042	6,786	3,499,256	1,189,226	47	900	18	882	5,535	26,476
559,983	51,719	508,264	506,099	972	27,415	4,394	23,021	34	162
11,595,407	25,379	11,570,028	3,907,296	39	3,177	64	3,113	8,330	55,913
328,122,433	7,405,440	320,716,993	53,378,218		111,675	10,817	100,858	18,349	126,824
105,766,735	524,101	105,242,634	35,034,757		66,419	2,859	63,560	9,954	84,679
212,189,322	116,805	212,072,517	143,837,257		26,826	615	26,211	15,058	158,848
646,078,490	8,046,346	638,032,144	232,250,232	3,406	204,920	14,291	190,629	15,166	15,848
14,221	64	14,157	14,157	5	41	3	38	66,144	728,745
43,425	1,315	42,110	29,956	331	413	97	316	302	13,309
4,507,223	351,993	4,155,230	4,155,228	5,856	99,683	15,856	83,827	15	895
3,632	19	3,613	3,613	7	105	2	103	20	109
308,132	21,983	286,149	235,052	1,122	17,345	3,440	13,905	33	19,267
2,082,279	318	2,081,961	1,382,713	6	514	3	511	1,044	1,367
7,442,152	2	7,442,150	4,896,713	43	3,872	1	3,871	3,916	97,312
45,417,122	468,955	44,948,167	30,520,236	7,357	33,327	5,469	27,858	3,497	108,047
54,941,553	469,275	54,472,278	36,799,662	7,406	37,713	5,473	32,240	3,254	108,047
				155,110					
728,711,672	9,137,209	719,574,463	286,065,217	177,060	442,561	45,994	396,567	1,606	

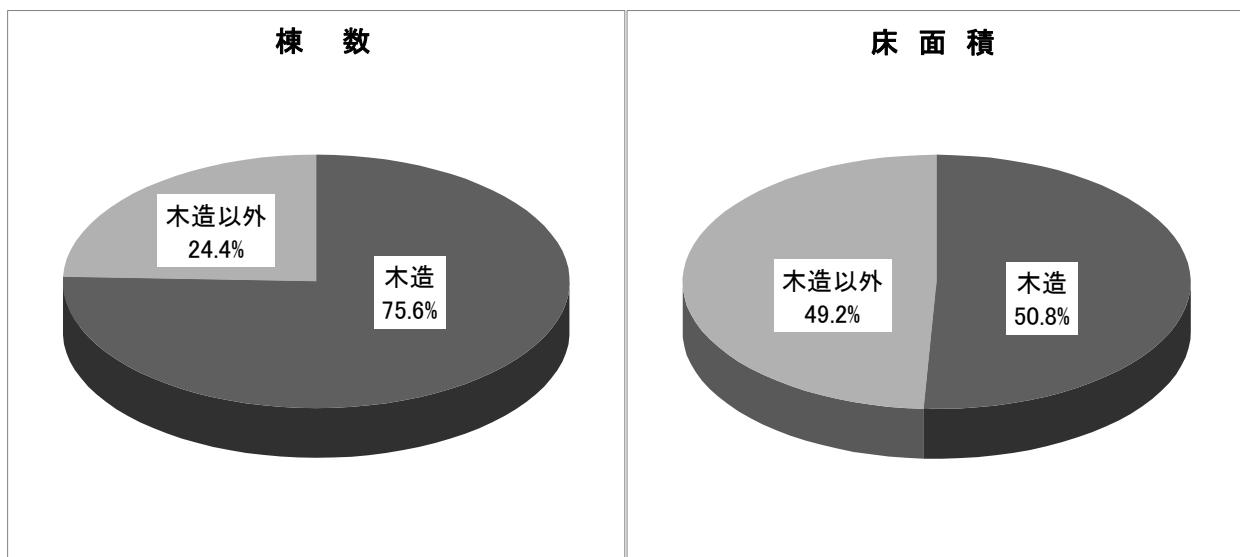
## 17. 令和7年度 宅地に関する調（法定免税点以上のもの）

地区別	区分	納稅義務者	地積 (A)	決定価格 (B)	最高価格地の 所在地番	課税標準額	筆数	単位当たり価格	
								平均価格 (B/A)	最高価格
商業地区	繁華街	人	m <sup>2</sup>	千円				円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>
	繁華街	24	6,434	205,034	竹崎町三丁目	137,803	49	31,867	36,752
	高度商業地区I								
	高度商業地区II	47	69,498	6,286,884	竹崎町四丁目	3,963,374	73	90,461	158,848
	普通商業地区	1,601	1,502,533	55,703,410	竹崎町四丁目	32,618,953	3,474	37,073	124,320
	計	1,672	1,578,465	62,195,328	竹崎町四丁目	36,720,130	3,596	39,402	158,848
住宅地区	併用住宅地区	5,397	3,253,245	81,056,818	秋根南町一丁目	37,893,353	10,101	24,916	82,212
	高級住宅地区								
	普通住宅地区	52,933	21,349,237	400,758,188	伊倉新町一丁目	105,624,352	86,501	18,772	70,119
	計	58,330	24,602,482	481,815,006	秋根南町一丁目	143,517,705	96,602	19,584	82,212
工業地区	大工場地区	67	3,068,670	27,997,511	幡生宮の下町	19,491,142	407	9,124	20,425
	中工場地区	1,093	2,645,217	30,756,627	秋根北町	19,686,456	2,383	11,627	43,197
	家内工業地区								
	計	1,160	5,713,887	58,754,138	秋根北町	39,177,598	2,790	10,283	43,197
村落地区	集団地区	3,604	2,782,590	10,277,775	藤ヶ谷町	3,918,539	6,437	3,694	18,145
	村落地区	8,054	6,403,271	23,276,862	大字有富字高堂下	8,047,440	14,733	3,635	20,785
	計	11,658	9,185,861	33,554,637	大字有富字高堂下	11,965,979	21,170	3,653	20,785
観光地区	計	97	86,080	1,129,764	豊浦町大字川棚字片山	537,387	230	13,125	21,354
農業用施設の用に供する宅地	計	98	171,786	583,271	清末千房二丁目	331,433	183	3,395	11,290
合	計	73,015	41,338,561	638,032,144	竹崎町四丁目	232,250,232	124,571	15,434	158,848



## 18. 令和7年度 家屋に関する調

区分	個人が所有する家屋			法人が所有する家屋			合計			
	総数 (A)	法定免税点未満のもの (B)	法定免税点以上のもの (A) - (B)	総数 (C)	法定免税点未満のもの (D)	法定免税点以上のもの (C) - (D)	総数 (E)	法定免税点未満のもの (F)	法定免税点以上のもの (E) - (F)	
納税義務者数(人)	88,627	7,425	81,202	3,650	171	3,479	92,277	7,596	84,681	
棟数	木造(棟)	115,623	9,361	106,262	4,565	155	4,410	120,188	9,516	110,672
	木造以外(棟)	28,362	263	28,099	10,487	40	10,447	38,849	303	38,546
	計(棟)	143,985	9,624	134,361	15,052	195	14,857	159,037	9,819	149,218
床面積	木造(m <sup>2</sup> ) (i)	9,097,342	451,450	8,645,892	463,213	7,379	455,834	9,560,555	458,829	9,101,726
	木造以外(m <sup>2</sup> ) (ii)	3,797,807	6,312	3,791,495	5,460,610	1,368	5,459,242	9,258,417	7,680	9,250,737
	計(m <sup>2</sup> ) (iii)	12,895,149	457,762	12,437,387	5,923,823	8,747	5,915,076	18,818,972	466,509	18,352,463
決定価格	木造(千円) (iv)	175,426,658	635,213	174,791,445	10,005,132	11,496	9,993,636	185,431,790	646,709	184,785,081
	木造以外(千円) (v)	144,058,408	25,620	144,032,788	205,181,702	4,819	205,176,883	349,240,110	30,439	349,209,671
	計(千円) (vi)	319,485,066	660,833	318,824,233	215,186,834	16,315	215,170,519	534,671,900	677,148	533,994,752
単位当たり価格	木造(円/m <sup>2</sup> ) (iv/i)	19,283	1,407	20,217	21,599	1,558	21,924	19,396	1,409	20,302
	木造以外(円/m <sup>2</sup> ) (v/ii)	37,932	4,059	37,988	37,575	3,523	37,583	37,721	3,963	37,749
	計(円/m <sup>2</sup> ) (vi/iii)	24,776	1,444	25,634	36,326	1,865	36,377	28,411	1,452	29,097



## 19. 令和7年度 償却資産に関する調

納税義務者数		個人 433人	法人 2,580人	計 3,013人
区分	種類	決定価格	課税標準額	課税標準
				課税標準の特例規定の適用をうけるもの(A)
市長が価格等を決定したもの	構築物	千円 37,337,243	千円 37,143,461	千円 163,391
	機械及び装置	152,148,038	146,727,764	2,928,025
	船舶	6,114,787	3,277,907	2,804,874
	航空機	0	0	0
	車両及び運搬具	1,400,621	1,383,430	17,191
	工具・器具及び備品	30,228,929	30,167,092	36,339
	小計(B)	227,229,618	218,699,654	5,949,820
法第349条関係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	76,122,615	71,456,046	
	県知事等が価格等を決定し配分したもの	0	0	
	小計(C)	76,122,615	71,456,046	
法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの(D)		0	0	
合計(B)+(C)+(D)		303,352,233	290,155,700	
同上内訳	下関市分の額		290,155,700	
	山口県分の額		0	

## 20. 市長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条若しくは旧法附則

区分	条・項及び特例率	法 第 3 4			
		第 2 項		第 4 項	
		$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{4}$	
決定価格(千円)		5,935,537		903,869	64,011
課税標準額(千円)		1,978,512		602,580	16,003
区分	条・項及び特例率	法 附 則 第 1 5 条			
		第 2 項		第 25 項	第 43 項
		$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{3}$
決定価格(千円)		120,552	28,333	5,052	18,772
課税標準額(千円)		20,092	9,444	2,526	12,514

額 の 内 訳	摘要
(A)以外のもの	
千円	
36,980,070	
143,799,739	
473,033	
0	
1,366,239	
30,130,753	
212,749,834	

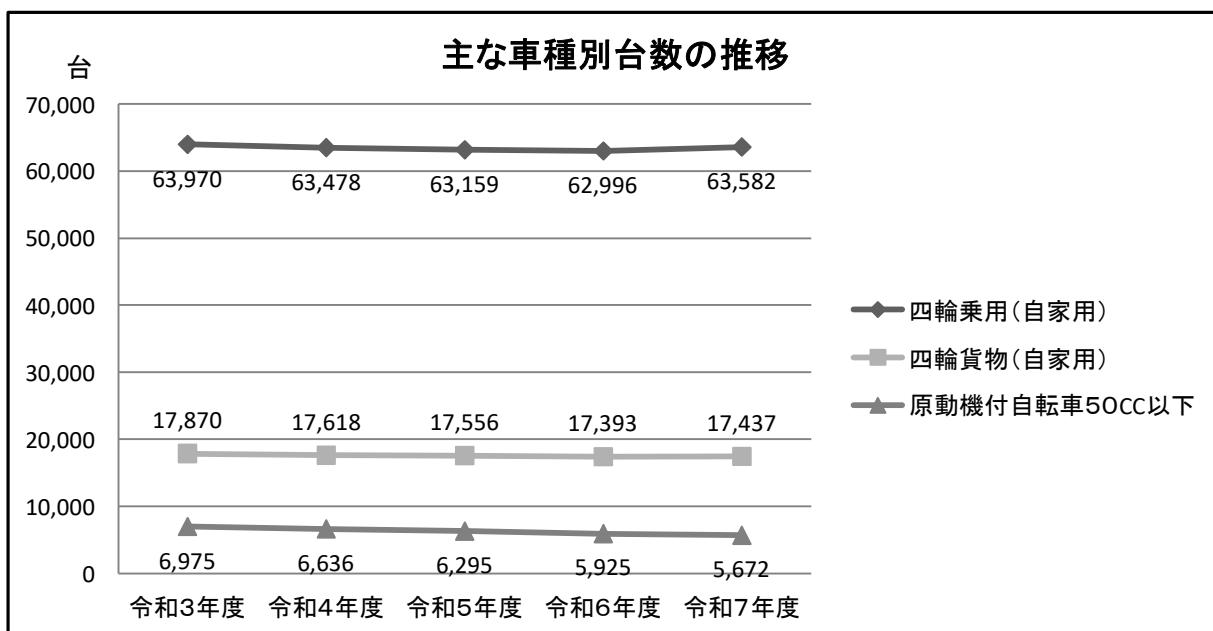
#### 第64条(固定資産税等の課税標準の特例)の規定の適用を受けるものに関する調

9 条 の 3				
第 5 項		第 9 項		第 23 項
<u>1</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>
5,577,743		378,078		10,136
2,788,871		189,039		6,082
			令和3年地方税法等改正法附則第13条第1項(旧法附則第64条)	合計
旧第3項	旧第7項	旧第32項		
<u>1</u>	<u>2</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>0</u>
8,315	748	33	20,146	687,868
2,772	499	28	10,073	14,479,782
			0	5,949,820

## 2.1. 軽自動車税（種別割）に関する調査

(当初課税台数及び調定額)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		
	台数	税額	台数	税額	台数	税額	
原動機付自転車 50CC以下	6,295	12,590,000	5,925	11,850,000	5,672	11,344,000	
特定小型	—	—	9	18,000	31	62,000	
原動機付自転車 90CC以下	578	1,156,000	542	1,084,000	543	1,086,000	
原動機付自転車 125CC以下	2,172	5,212,800	2,278	5,467,200	2,329	5,589,600	
軽自動車二輪	2,268	8,164,800	2,329	8,384,400	2,396	8,625,600	
軽自動車三輪	1	4,600	1	4,600	1	4,600	
ミニ二力一	122	451,400	132	488,400	137	506,900	
四輪乗用	営業用	4	27,500	12	86,500	22	152,900
	自家用	63,159	635,553,000	62,996	647,178,300	63,582	668,257,800
四輪貨物	営業用	504	1,826,600	501	1,877,300	500	1,886,100
	自家用	17,556	89,352,600	17,393	89,491,300	17,437	90,705,800
特殊自動車 農耕作業用	3,561	8,546,400	3,545	8,508,000	3,460	8,304,000	
二輪の小型自動車	2,996	17,976,000	2,955	17,730,000	3,018	18,108,000	
小型特殊自動車	366	2,159,400	370	2,183,000	379	2,236,100	
計	99,582	783,021,100	98,988	794,351,000	99,507	816,869,400	



## 22. 市たばこ税に関する調

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
項目				
本数	従量割(1,000本につき) 令和3年10月1日以降 6,552円	本 283,293,323	本 283,827,834	本 279,369,057
	手持品課税	本 0	本 0	本 0
調定額		円 1,856,137,813	円 1,859,639,925	円 1,830,426,027

## 23. 入湯税に関する調

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	施設数	入湯客数	施設数	入湯客数	施設数	入湯客数
旧下関	6	人 125,039	7	人 137,569	7	人 145,643
旧菊川	1	11,871	1	12,808	1	12,121
旧豊田	3	137,976	4	162,496	4	180,895
旧豊浦	8	68,024	8	67,527	7	64,418
旧豊北	2	41,591	2	51,166	2	56,321
計	20	円 384,501	22	円 431,566	21	円 459,398
調定額		円 34,901,950		円 38,636,800		円 40,509,600

【入湯客1人につき150円(宿泊), 50円(日帰り)】

## 24. 還付に関する調

税目別		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
市県民税	現	件 6,277	円 95,517,505	件 6,568	円 49,441,030	件 8,600	円 59,875,865
	過	3,811	41,425,474	3,723	39,275,045	3,811	52,572,498
固定資産税	現	843	13,882,522	1,190	20,173,601	1,083	22,018,058
都市計画税	過	455	8,378,601	543	11,697,963	504	6,635,432
法人市民税	現	378	28,491,950	373	47,713,000	416	29,409,200
	過	514	71,192,800	502	78,508,800	477	82,656,100
軽自動車税	現	67	513,914	72	521,700	103	839,855
	過	69	566,500	34	271,580	47	346,900
特別土地税 保有税	現	0	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0	0
市たばこ税	現	0	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0	0
入湯税	現	1	11,100	4	30,050	2	5,350
	過	0	0	0	0	0	0
還付加算金	過	424	3,514,600	331	3,422,500	278	1,944,800
督促手数料	現	392	39,200	353	35,300	210	21,000
	過	150	15,000	107	10,700	183	18,300
延滞金	現	23	36,838	15	29,900	14	12,500
	過	23	158,900	22	52,600	12	38,600
特例還付金	過	0	0	0	0	0	0
合計	現	7,981	138,493,029	8,575	117,944,581	10,428	112,181,828
	過	5,446	125,251,875	5,262	133,239,188	5,312	144,212,630
	計	13,427	263,744,904	13,837	251,183,769	15,740	256,394,458

## V 口座振替・コンビニ収納・e-LTAX収納

### 1. 口座振替状況調

令和 4 年 度	区分	対象 件数 (A)	調定額 (B)	口座加入 件数 (C)	口座振替税額 (D)	振替率	
						件数 (C/A)	金額 (D/B)
令和 4 年 度	市民税 (普通徴収)	件 32,868	円 2,150,573,000	件 7,413	円 597,133,606	22.6	27.8
	固定資産税 都市計画税	104,868	15,782,417,078	47,364	5,669,119,231	45.2	35.9
	軽自動車税 (種別割)	93,018	766,123,200	6,815	67,936,200	7.3	8.9
	計	230,754	18,699,113,278	61,592	6,334,189,037	26.7	33.9
令和 5 年 度	区分	対象 件数 (A)	調定額 (B)	口座加入 件数 (C)	口座振替税額 (D)	振替率	
						件数 (C/A)	金額 (D/B)
	市民税 (普通徴収)	件 32,571	円 2,170,572,100	件 7,214	円 581,425,305	22.1	26.8
	固定資産税 都市計画税	104,545	16,094,848,100	46,448	6,076,809,853	44.4	37.8
	軽自動車税 (種別割)	72,263	780,833,400	6,526	67,416,300	9.0	8.6
令和 6 年 度	計	209,379	19,046,253,600	60,188	6,725,651,458	28.7	35.3
	区分	対象 件数 (A)	調定額 (B)	口座加入 件数 (C)	口座振替税額 (D)	振替率	
						件数 (C/A)	金額 (D/B)
	市民税 (普通徴収)	件 31,512	円 2,000,863,800	件 6,418	円 543,716,030	20.4	27.2
	固定資産税 都市計画税	112,887	16,112,761,100	45,429	6,529,576,844	40.2	40.5
令和 6 年 度	軽自動車税 (種別割)	99,031	792,327,100	6,391	66,879,400	6.5	8.4
	計	243,430	18,905,952,000	58,238	7,140,172,274	23.9	37.8

## 2. コンビニ（スマホ決済を含む）収納状況調

税目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	収納額	件数	収納額	件数	収納額
市県民税	43,097	980,777,819	45,925	1,070,675,716	41,836	998,159,511
法人市民税	55	1,130,383	70	1,668,300	57	1,902,798
固定資産税・都市計画税	57,416	1,493,864,053	57,507	1,498,048,017	59,364	1,570,206,392
軽自動車税（種別割）	45,945	369,541,595	46,075	376,780,671	45,847	382,727,039
合計	146,513	2,845,313,850	149,577	2,947,172,704	147,104	2,952,995,740

### ・種類別

種類	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	収納額	件数	収納額	件数	収納額
コンビニ収納	151,617	2,512,394,235	160,983	2,737,497,897	139,393	2,718,524,633
スマホ決済	15,786	345,231,968	9,876	222,394,974	9,772	247,692,788
合計	167,403	2,857,626,203	170,859	2,959,892,871	149,165	2,966,217,421

※督促料及び延滞金を含む

## 3. e L T A X 収納状況調

税目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	収納額	件数	収納額	件数	収納額
市県民税（普通徴収）	—	—	2,485	101,878,795	2,759	107,349,439
市県民税（特別徴収）	7,943	1,437,024,900	10,726	1,988,028,651	14,962	2,385,535,343
法人市民税	1,073	744,080,000	1,416	811,835,300	2,177	1,167,368,998
固定資産税・都市計画税	—	—	47,620	7,069,505,226	58,944	7,474,171,279
軽自動車税（種別割）	—	—	31,235	247,448,049	34,909	281,685,830
合計	9,016	2,181,104,900	93,482	10,218,696,021	113,751	11,416,110,889

※令和元年10月より地方税共通納税システムの運用が開始

※令和5年4月から税目（普微徵収・固定資産税・軽自動車税）追加

## 4. 取扱手数料調

区分	令和4年度		令和5年度		対前年度比 (金額)	令和6年度		対前年度比 (金額)
	件数	金額	件数	金額		件数	金額	
口座振替	184,841	2,007,568	185,589	2,016,165	100.4%	176,393	1,916,212	95.0%
(うち、ゆうちょ銀行)	25,683	256,830	25,314	253,140	98.6%	24,111	241,110	95.2%
コンビニ・スマホ決済	148,103	9,189,141	151,283	9,385,027	102.1%	149,324	9,264,354	98.7%
e L T A X	8,802	84,488	91,689	3,101,796	3671.3%	113,705	3,851,583	124.2%
合計	341,746	11,281,197	428,561	14,502,988	128.6%	439,422	15,032,149	103.6%

1件あたり取扱手数料

○口座振替…10円(税抜) ※ゆうちょ銀行…10円

○コンビニ・スマホ決済…56円(税抜) ※年間基本料66,000円

○e L T A X

・金融機関（ゆうちょ銀行除く）…33円(税抜) ・ゆうちょ銀行…33円(税込) ・A P I…50円(税抜)

## VI 徴 収

### 1. 令和6年度 督促状況調

税目	区分	期別	調 定		納期内納付		督促状発付	
			件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
市民税 （個人）	普通徴収	1	件 20,128	円 359,748,207	件 17,251	円 322,375,120	件 2,877	円 37,373,087
		2	20,473	473,184,464	16,490	404,110,514	3,983	69,073,950
		3	21,412	497,044,540	17,587	424,420,885	3,825	72,623,655
		4	22,827	560,710,190	18,783	474,880,105	4,044	85,830,085
		隨時	2,353	110,176,399	1,943	62,061,502	410	48,114,897
	特別徴収	小計	87,193	2,000,863,800	72,054	1,687,848,126	15,139	313,015,674
		計	97,339	10,582,571,634	77,322	10,182,608,459	20,017	399,963,175
法人市民税			9,138	2,948,966,600	8,824	2,924,285,500	314	24,681,100
固定資産税 （土地・家屋）	都市計画税	1	112,932	4,140,974,837	105,324	3,991,991,921	7,608	148,982,916
		2	112,968	3,959,894,563	106,095	3,823,158,321	6,873	136,736,242
		3	113,001	3,972,750,800	106,394	3,841,252,210	6,607	131,498,590
	(償却)	4	112,994	4,029,072,000	106,978	3,852,626,970	6,016	176,445,030
		隨時	253	10,068,900	188	3,986,000	65	6,082,900
		計	452,148	16,112,761,100	424,979	15,513,015,422	27,169	599,745,678
軽自動車税（種別割）			99,031	792,327,100	90,691	723,656,750	8,340	68,670,350
市たばこ税			102	1,830,426,027	102	1,830,426,027	0	0
入湯税			222	40,509,600	220	40,471,150	2	38,450
合 計			657,980	32,307,562,061	602,138	31,214,463,308	55,842	1,093,098,753
※ 市民税（個人）：年金特別徴収対象分を除く。			納期内納付率 (現年分)		<b>96.6%</b>			

## 2. 不納欠損処分状況調

		法第15条の7第4項 (執行停止3年間継続)		法第15条の7第5項 (執行停止即時欠損)		法第18条第1項 (5年経過)	
		人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額
1	市 民 税	人	円	人	円	人	円
		80	9,015,520	101	26,312,669	177	8,637,512
個 人	現年課税分			16	859,250		
	滞納繰越分	78	8,734,819	65	8,913,675	173	8,357,412
法 人	現年課税分			4	844,500		
	滞納繰越分	2	280,701	16	15,695,244	4	280,100
2	固 定 資 産 税	56	5,969,934	61	12,882,137	143	5,694,300
土地・家屋	現年課税分			22	1,809,555		
	滞納繰越分	56	4,449,799	37	7,813,168	143	4,244,351
償 却 資 産	現年課税分			(22)	590,289		
	滞納繰越分	(56)	1,520,135	(37) +2	2,669,125	(143)	1,449,949
3	軽 自 動 車 税	53	986,014	27	427,725	306	2,659,508
	現年課税分			10	93,400		
	滞納繰越分	53	986,014	17	334,325	306	2,659,508
4	特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0	0	0
	現年課税分			0	0		
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0
5	入 湯 税	0	0	0	0	0	0
	現年課税分			0	0		
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0
6	都 市 計 画 税	(56)	606,324	(59)	1,305,567	(143)	578,329
	現年課税分			(22)	240,956		
	滞納繰越分	(56)	606,324	(37)	1,064,611	(143)	578,329
7	た ば こ 税	0	0	0	0	0	0
	現年課税分			0	0		
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0
市 税 合 計		189	16,577,792	189	40,928,098	626	17,569,649
	現年課税分計			52	4,437,950		
	滞納繰越分計	189	16,577,792	137	36,490,148	626	17,569,649
8	不 申 告 加 算 金	0	0	0	0	0	0
	現年課税分			0	0		
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0

※ 固定資産税（償却資産）及び都市計画税の（ ）の数値は固定資産税（土地・家屋分）と重複するため合計では控除した。

※ 人員は、原則として賦課年度及び税目ごとの納税義務者件数である。

令和6年度 合計		令和5年度		令和4年度		令和3年度	
人 員	税額	人 員	税額	人 員	税額	人 員	税額
人	円	人	円	人	円	人	円
358	43,965,701	535	28,090,110	401	26,274,078	603	52,439,519
16	859,250	20	647,802	1	71,380	1	24,174
316	26,005,906	497	24,051,813	390	24,510,013	550	47,427,747
4	844,500	0	0	1	10,800	3	1,126,800
22	16,256,045	18	3,390,495	9	1,681,885	49	3,860,798
260	24,546,371	410	30,261,262	313	30,127,022	532	36,998,140
22	1,809,555	31	3,287,274	3	4,573,679	21	5,238,364
236	16,507,318	377	19,086,543	309	20,596,455	507	27,051,425
(22)	590,289	(31)	1,075,028	3	1,453,085	21	1,628,655
2+(236)	5,639,209	2+(377)	6,812,417	4+(74)	3,503,803	4+(74)	3,079,696
386	4,073,247	404	4,625,327	257	5,760,449	611	4,857,588
10	93,400	27	216,700	4	39,000	6	54,600
376	3,979,847	377	4,408,627	253	5,721,449	605	4,802,988
0	0	1	6,598,059	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1	6,598,059	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	4	310,380
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	4	310,380
(258)	2,490,220	(408)	3,079,054	(312)	3,073,287	(528)	3,872,759
(22)	240,956	(31)	436,900	(3)	610,336	(21)	700,381
(236)	2,249,264	(377)	2,642,154	(309)	2,462,951	(507)	3,172,378
0	0	1	36,732	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1	36,732	0	0	0	0
1,004	75,075,539	1,351	72,690,544	970	65,234,836	1,750	98,478,386
52	4,437,950	78	5,663,704	9	6,758,280	31	8,772,974
952	70,637,589	1,273	67,026,840	961	58,476,556	1,719	89,705,412
0	0	1	540,200	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1	540,200	0	0	0	0

### 3. 令和6年度 滞納処分執行停止額内訳調

適用 条項 項目	区分	法第15条の7第1項 第1号(無財産)		法第15条の7第1項 第2号(生活困窮)		法第15条の7第1項 第3号(所在不明)		合 計	
		現年・滯繩	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数
市 民 税		件	円	件	円	件	円	件	円
		1,404	50,022,192	98	1,043,533	33	761,811	1,535	51,827,536
個 人		1,341	28,134,748	98	1,043,533	33	761,811	1,472	29,940,092
	現年課税分	110	1,709,929	20	169,981	8	121,721	138	2,001,631
	滞納繩越分	1,231	26,424,819	78	873,552	25	640,090	1,334	27,938,461
法 人		63	21,887,444					63	21,887,444
	現年課税分	8	844,500					8	844,500
	滞納繩越分	55	21,042,944					55	21,042,944
固定資産税		878	28,938,290	2	26,627	16	33,141	896	28,998,058
	現年課税分	158	4,397,211	2	26,627	1	5,907	161	4,429,745
	滞納繩越分	720	24,541,079	0	0	15	27,234	735	24,568,313
軽自動車税		269	2,111,683	35	261,600	5	45,000	309	2,418,283
	現年課税分	46	352,100	17	125,500	3	26,100	66	503,700
	滞納繩越分	223	1,759,583	18	136,100	2	18,900	243	1,914,583
入 湯 税		0	0	0	0	0	0	0	0
	現年課税分							0	0
	滞納繩越分							0	0
都市計画税		(878)	2,921,586	(2)	2,673	(16)	3,359	(896)	2,927,618
	現年課税分	(158)	441,502	(2)	2,673	(1)	593	(161)	444,768
	滞納繩越分	(720)	2,480,084	(0)	0	(15)	2,766	(735)	2,482,850
合 計		2,551	83,993,751	135	1,334,433	54	843,311	2,740	86,171,495
	現年課税分	322	7,745,242	39	324,781	12	154,321	373	8,224,344
	滞納繩越分	2,229	76,248,509	96	1,009,652	42	688,990	2,367	77,947,151

※ 件数は、期別に1件として計上し、本税額0円（延滞金のみ）も1件とする。 ※ 税額は即時欠損額を含む。

※ 都市計画税の件数は、固定資産税と重複する。

### 4. 滞納処分執行停止状況調

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件	円	件	円	件	円
法第15条の7第1項 第1号(無財産)	1,672	29,189,780	2,522	40,159,039	2,551	83,993,751
法第15条の7第1項 第2号(生活困窮)	436	2,903,430	160	1,532,751	135	1,334,433
法第15条の7第1項 第3号(所在不明)	0	0	101	3,227,542	54	843,311
合 計	2,108	32,093,210	2,783	44,919,332	2,740	86,171,495

※ 件数は、期別に1件として計上し、本税額0円（延滞金のみ）も1件とする。

※ 税額は即時欠損額を含む。

## 5. 差押・交付要求執行状況調

	令和4年度 件	令和5年度 件	令和6年度 件
債 権	1,941	1,514	1,473
給 与 等	45	86	207
預 貯 金	1,714	1,259	928
保 險 金	79	81	135
所 得 税 還 付 金	48	41	63
売 掛 金 等	55	47	140
不 動 产	26	27	104
自 動 車	2	10	17
動 产	17	25	17
計	1,986	1,576	1,611
交 付 要 求	91	84	92

※ 差押件数・・・参加差押え、二重差押えを含む。

## 6. 捜索実行状況調

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
搜 索 回 数	1回	30回	24回
差 押 物 件 数	17件	5件	17件
自 動 車	0件	2件	5件
動 产	17件	20件	12件
物 件 の 内 訳	軽自動車・バイク 電化製品 備品・什器 その他の	3件 7件 10件 0件	8件 0件 0件 4件

※ 自動車の件数は、検索の実行により占有を行った件数とする。

## 7. 公売等（随意契約含む）執行状況調

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不 動 产	公 売 等 回 数	1回	1回
	対 象 物 件 数	1件	1件
	売 却 決 定 件 数	0件	0件
	売 却 決 定 価 額	0円	0円
自 動 車	公 売 等 回 数	0回	0回
	対 象 物 件 数	0件	0件
	売 却 決 定 件 数	0件	0件
	売 却 決 定 価 額	0円	155,000円
動 产	公 売 等 回 数	1回	0回
	対 象 物 件 数	4件	0件
	売 却 決 定 件 数	4件	0件
	売 却 決 定 価 額	46,900円	0円
対 象 物 件 数 計	5件	1件	7件
売 却 決 定 件 数 計	4件	0件	2件
売 却 決 定 価 額 計	46,900円	0円	194,500円

※ 上記各表「動産」には軽自動車を含むものとする。

## 8. 令和6年度 差押処理状況調

差押区分		税目	市 県 民 税 (普通徴収)		市 県 民 税 (特別徴収)		法 人 市 民 税	
			件数	税額	件数	税額	件数	税額
不動産	調定額	件	145	円 15,384,492	件	49	円 4,096,855	件 9 602,700
	収入額	件	78	円 12,695,064	件	8	円 532,000	件 0 0
	残	件	70	円 2,689,428	件	42	円 3,564,855	件 9 602,700
債権	調定額	件	3,418	円 177,570,274	件	575	円 19,054,180	件 63 7,668,637
	収入額	件	2,597	円 109,781,689	件	395	円 11,700,249	件 45 2,397,043
	残	件	1,025	円 67,788,585	件	186	円 7,353,931	件 22 5,271,594
その他	調定額	件	169	円 7,023,197	件	43	円 1,230,354	件 7 380,380
	収入額	件	129	円 3,752,043	件	9	円 152,454	件 3 183,480
	残	件	46	円 3,271,154	件	34	円 1,077,900	件 5 196,900
合計	調定額	件	3,732	円 199,977,963	件	667	円 24,381,389	件 79 8,651,717
	収入額	件	2,804	円 126,228,796	件	412	円 12,384,703	件 48 2,580,523
	残	件	1,141	円 73,749,167	件	262	円 11,996,686	件 36 6,071,194

※ その他・・・自動車、動産

※ 件数は納税通知書番号・税目・年度別に、1件として計上する。

固 定 資 産 税		輕 自 動 車 稅 ( 種 別 割 )		計	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
件	円	件	円	件	円
878	29,070,649	65	534,800	1,146	49,689,496
331	7,446,076	21	162,700	438	20,835,840
553	21,624,573	44	372,100	718	28,853,656
3,993	158,443,769	805	5,679,500	8,854	368,416,360
2,822	115,095,561	607	4,199,820	6,466	243,174,362
1,270	43,348,208	212	1,479,680	2,715	125,241,998
102	3,024,144	72	589,700	393	12,247,775
40	783,744	64	523,400	245	5,395,121
63	2,240,400	8	66,300	156	6,852,654
4,973	190,538,562	942	6,804,000	10,393	430,353,631
3,193	123,325,381	692	4,885,920	7,149	269,405,323
1,886	67,213,181	264	1,918,080	3,589	160,948,308

## 9. 下関市市税コールセンター

- (1) 目的 滞納市税の回収業務についてノウハウを有する電話オペレーターにより、早期に自主納税等の呼びかけを行い、滞納市税の早期回収と累積滞納の未然防止を図る。
- (2) 対象者 現年度のみ未納の滞納者
- (3) 対象税目 市県民税（普通徴収、特別徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税
- (4) 実施場所 下関市役所本庁舎内（下関市南部町1番1号）
- (5) 開始時期 平成21年12月1日
- (6) 人員 電話オペレーター5名（管理者兼務2名）
- (7) 業務実施日時  
平日（昼間）：9時00分から17時00分  
平日（夜間）：12時00分から19時00分  
（月6日以内）  
休日：9時00分から12時00分  
（月2日以内）

### （8）実績

区分\年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
総架受電件数	件 11,324	件 11,301	件 12,291	
うち約束件数	1,793	1,864	2,161	伝言依頼分含む
うち納付書発行件数	706	891	1,365	

## VII そ の 他

### 1. 証明・閲覧等状況調

区分	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
納税証明	有料	件 9,156	件 7,030	件 5,438
	免除	10,668	4,060	2,622
評価 公課 証明 資産	有料	6,342	7,209	6,449
	免除	59	63	50
その他証明	有料	31,061	28,614	27,447
	免除	695	642	650
複写	有料	10,456	10,734	12,389
所在証明	有料	144	146	138
閲覧	有料	56	3	3
計	有料	57,215	53,736	51,864
	免除	11,422	4,765	3,322
手数料		円 15,023,180	円 13,912,360	円 13,080,280

## 2. 税務職員の待遇状況

### 下関市職員の特殊勤務手当に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号。以下「給与条例」という。）第18条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。

2 特殊勤務手当（以下「手当」という。）は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。

（手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額）

第2条 手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表のとおりとする。

別表

手当の種類	手当の支給を受ける者の範囲	手当の額
税務事務 従事手当	市税の賦課及び徴収に関する事務に従事する職員	月額6,000円以内 で規則で定める額

### 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、下関市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第60号。以下「特勤条例」という。）の規定に基づき、特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

（税務事務従事手当）

第2条 税務事務従事手当の規則で定める額は、次のとおりとする。

（1） 納税課に勤務し、日常的に市税の滞納処分事務及び督励徴収事務に従事する職員 月額6,000円

（2） 納税課、市民税課、資産税課又は総合支所の市民生活課に勤務し、日常的に市税の徴収又は賦課に関する事務に従事する職員（前号の職員を除く。） 月額3,000円

# 資料



©下関市

。税率の変遷

税目	年度	令和3年度	令和4年度
	個人均等割	3,500円	同左
	個人所得割	一律 6%	同左
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課すことができないもの以外のもの</li> <li>・人格のない社団等</li> <li>・一般社団法人及び一般財団法人</li> <li>・相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの</li> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの</li> </ul> <p>50,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの</li> </ul> <p>120,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超えるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの</li> </ul> <p>130,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超えるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの</li> </ul> <p>150,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超えるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの</li> </ul> <p>160,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超えるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの</li> </ul> <p>400,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの</li> </ul> <p>410,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの</li> </ul> <p>1,750,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの</li> </ul> <p>3,000,000円</p>	同左
民	法人均等割		
税			
	法人税割	8.4% (令和元年9月30日以前に開始した事業年度分 12.1%)	同左

令和5年度	令和6年度	令和7年度
同左	3,000円	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左

年度 税目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度																																																																																																																																
固定資産税	1. 4 %	同 左																																																																																																																																
軽自動車税 (種別割)	<p>・原動機付自転車</p> <table> <tr><td>50cc以下</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>90cc "</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>125cc "</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く）</td><td></td></tr> <tr><td>(通称ミニカー) 20cc超</td><td>3,700円</td></tr> </table> <p>・軽自動車</p> <table> <tr><td>2輪のもの（側車つきのものを含む）</td><td>3,600円</td></tr> <tr><td>3輪のもの</td><td>3,900円</td></tr> <tr><td>4輪以上のもの</td><td></td></tr> <tr><td>    乗用のもの営業用</td><td>6,900円</td></tr> <tr><td>    自家用</td><td>10,800円</td></tr> <tr><td>    貨物のもの営業用</td><td>3,800円</td></tr> <tr><td>    自家用</td><td>5,000円</td></tr> </table> <p>・小型特殊自動車</p> <table> <tr><td>農耕作業用</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>その他（リフト等）</td><td>5,900円</td></tr> </table> <p>・2輪の小型自動車</p> <table> <tr><td></td><td>6,000円</td></tr> </table> <p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <table> <tr><td>3輪のもの</td><td>4,600円</td></tr> <tr><td>4輪以上のもの 乗用営業用</td><td>8,200円</td></tr> <tr><td>    " 自家用</td><td>12,900円</td></tr> <tr><td>    貨物営業用</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td>    " 自家用</td><td>6,000円</td></tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和3年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table> <tr><td>3輪のもの</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>4輪以上のもの 乗用営業用</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>    " 自家用</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td>    貨物営業用</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>    " 自家用</td><td>1,300円</td></tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table> <tr><td>3輪のもの</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>4輪以上のもの 乗用営業用</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td>    " 自家用</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td>    貨物営業用</td><td>1,900円</td></tr> <tr><td>    " 自家用</td><td>2,500円</td></tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和3年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table> <tr><td>3輪のもの</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>4輪以上のもの 乗用営業用</td><td>5,200円</td></tr> <tr><td>    " 自家用</td><td>8,100円</td></tr> <tr><td>    貨物営業用</td><td>2,900円</td></tr> <tr><td>    " 自家用</td><td>3,800円</td></tr> </table>	50cc以下	2,000円	90cc "	2,000円	125cc "	2,400円	3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く）		(通称ミニカー) 20cc超	3,700円	2輪のもの（側車つきのものを含む）	3,600円	3輪のもの	3,900円	4輪以上のもの		乗用のもの営業用	6,900円	自家用	10,800円	貨物のもの営業用	3,800円	自家用	5,000円	農耕作業用	2,400円	その他（リフト等）	5,900円		6,000円	3輪のもの	4,600円	4輪以上のもの 乗用営業用	8,200円	" 自家用	12,900円	貨物営業用	4,500円	" 自家用	6,000円	3輪のもの	1,000円	4輪以上のもの 乗用営業用	1,800円	" 自家用	2,700円	貨物営業用	1,000円	" 自家用	1,300円	3輪のもの	3,000円	4輪以上のもの 乗用営業用	3,500円	" 自家用	5,400円	貨物営業用	1,900円	" 自家用	2,500円	3輪のもの	3,000円	4輪以上のもの 乗用営業用	5,200円	" 自家用	8,100円	貨物営業用	2,900円	" 自家用	3,800円	<p>・原動機付自転車</p> <table> <tr><td>50cc以下</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>90cc "</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>125cc "</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く）</td><td></td></tr> <tr><td>(通称ミニカー) 20cc超</td><td>3,700円</td></tr> </table> <p>・軽自動車</p> <table> <tr><td>2輪のもの（側車つきのものを含む）</td><td>3,600円</td></tr> <tr><td>3輪のもの</td><td>3,900円</td></tr> <tr><td>4輪以上のもの</td><td></td></tr> <tr><td>    乗用のもの営業用</td><td>6,900円</td></tr> <tr><td>    自家用</td><td>10,800円</td></tr> <tr><td>    貨物のもの営業用</td><td>3,800円</td></tr> <tr><td>    自家用</td><td>5,000円</td></tr> </table> <p>・小型特殊自動車</p> <table> <tr><td>農耕作業用</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>その他（リフト等）</td><td>5,900円</td></tr> </table> <p>・2輪の小型自動車</p> <table> <tr><td></td><td>6,000円</td></tr> </table> <p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <table> <tr><td>3輪のもの</td><td>4,600円</td></tr> <tr><td>4輪以上のもの 乗用営業用</td><td>8,200円</td></tr> <tr><td>    " 自家用</td><td>12,900円</td></tr> <tr><td>    貨物営業用</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td>    " 自家用</td><td>6,000円</td></tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、令和3年4月1日から令和4年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和4年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table> <tr><td>3輪のもの</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>4輪以上のもの 乗用営業用</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>    " 自家用</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td>    貨物営業用</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>    " 自家用</td><td>1,300円</td></tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和3年4月1日から令和4年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和4年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table> <tr><td>3輪のもの</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>4輪以上のもの 乗用営業用</td><td>3,500円</td></tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和3年4月1日から令和4年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和4年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table> <tr><td>3輪のもの</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>4輪以上のもの 乗用営業用</td><td>5,200円</td></tr> </table>	50cc以下	2,000円	90cc "	2,000円	125cc "	2,400円	3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く）		(通称ミニカー) 20cc超	3,700円	2輪のもの（側車つきのものを含む）	3,600円	3輪のもの	3,900円	4輪以上のもの		乗用のもの営業用	6,900円	自家用	10,800円	貨物のもの営業用	3,800円	自家用	5,000円	農耕作業用	2,400円	その他（リフト等）	5,900円		6,000円	3輪のもの	4,600円	4輪以上のもの 乗用営業用	8,200円	" 自家用	12,900円	貨物営業用	4,500円	" 自家用	6,000円	3輪のもの	1,000円	4輪以上のもの 乗用営業用	1,800円	" 自家用	2,700円	貨物営業用	1,000円	" 自家用	1,300円	3輪のもの	2,000円	4輪以上のもの 乗用営業用	3,500円	3輪のもの	3,000円	4輪以上のもの 乗用営業用	5,200円
50cc以下	2,000円																																																																																																																																	
90cc "	2,000円																																																																																																																																	
125cc "	2,400円																																																																																																																																	
3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く）																																																																																																																																		
(通称ミニカー) 20cc超	3,700円																																																																																																																																	
2輪のもの（側車つきのものを含む）	3,600円																																																																																																																																	
3輪のもの	3,900円																																																																																																																																	
4輪以上のもの																																																																																																																																		
乗用のもの営業用	6,900円																																																																																																																																	
自家用	10,800円																																																																																																																																	
貨物のもの営業用	3,800円																																																																																																																																	
自家用	5,000円																																																																																																																																	
農耕作業用	2,400円																																																																																																																																	
その他（リフト等）	5,900円																																																																																																																																	
	6,000円																																																																																																																																	
3輪のもの	4,600円																																																																																																																																	
4輪以上のもの 乗用営業用	8,200円																																																																																																																																	
" 自家用	12,900円																																																																																																																																	
貨物営業用	4,500円																																																																																																																																	
" 自家用	6,000円																																																																																																																																	
3輪のもの	1,000円																																																																																																																																	
4輪以上のもの 乗用営業用	1,800円																																																																																																																																	
" 自家用	2,700円																																																																																																																																	
貨物営業用	1,000円																																																																																																																																	
" 自家用	1,300円																																																																																																																																	
3輪のもの	3,000円																																																																																																																																	
4輪以上のもの 乗用営業用	3,500円																																																																																																																																	
" 自家用	5,400円																																																																																																																																	
貨物営業用	1,900円																																																																																																																																	
" 自家用	2,500円																																																																																																																																	
3輪のもの	3,000円																																																																																																																																	
4輪以上のもの 乗用営業用	5,200円																																																																																																																																	
" 自家用	8,100円																																																																																																																																	
貨物営業用	2,900円																																																																																																																																	
" 自家用	3,800円																																																																																																																																	
50cc以下	2,000円																																																																																																																																	
90cc "	2,000円																																																																																																																																	
125cc "	2,400円																																																																																																																																	
3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く）																																																																																																																																		
(通称ミニカー) 20cc超	3,700円																																																																																																																																	
2輪のもの（側車つきのものを含む）	3,600円																																																																																																																																	
3輪のもの	3,900円																																																																																																																																	
4輪以上のもの																																																																																																																																		
乗用のもの営業用	6,900円																																																																																																																																	
自家用	10,800円																																																																																																																																	
貨物のもの営業用	3,800円																																																																																																																																	
自家用	5,000円																																																																																																																																	
農耕作業用	2,400円																																																																																																																																	
その他（リフト等）	5,900円																																																																																																																																	
	6,000円																																																																																																																																	
3輪のもの	4,600円																																																																																																																																	
4輪以上のもの 乗用営業用	8,200円																																																																																																																																	
" 自家用	12,900円																																																																																																																																	
貨物営業用	4,500円																																																																																																																																	
" 自家用	6,000円																																																																																																																																	
3輪のもの	1,000円																																																																																																																																	
4輪以上のもの 乗用営業用	1,800円																																																																																																																																	
" 自家用	2,700円																																																																																																																																	
貨物営業用	1,000円																																																																																																																																	
" 自家用	1,300円																																																																																																																																	
3輪のもの	2,000円																																																																																																																																	
4輪以上のもの 乗用営業用	3,500円																																																																																																																																	
3輪のもの	3,000円																																																																																																																																	
4輪以上のもの 乗用営業用	5,200円																																																																																																																																	

令和5年度	令和6年度	令和7年度																																																
同左	同左	同左																																																
<p>・原動機付自転車</p> <p>50cc以下 2,000円 90cc " 2,000円 125cc " 2,400円 3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） (通称ニカ)20cc超 3,700円</p> <p>・軽自動車</p> <p>2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの 乗用のもの営業用 6,900円 自家用 10,800円 貨物のもの営業用 3,800円 自家用 5,000円</p> <p>・小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円 その他（リフト等） 5,900円</p> <p>・2輪の小型自動車 6,000円</p>	<p>・原動機付自転車</p> <p>50cc(0.6kW)以下 2,000円 90cc(0.8kW)以下 2,000円 125cc(1.0kW)以下 2,400円 3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） (通称ニカ)20cc超 3,700円</p> <p>・軽自動車</p> <p>2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの 乗用のもの営業用 6,900円 自家用 10,800円 貨物のもの営業用 3,800円 自家用 5,000円</p> <p>・小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円 その他（リフト等） 5,900円</p> <p>・2輪の小型自動車 6,000円</p>	<p>・原動機付自転車</p> <p>50cc(0.6kW)以下 2,000円 90cc(0.8kW)以下 2,000円 125cc(1.0kW)以下 2,400円 50cc超125cc以下かつ最高出力4.0kW以下 2,000円 3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） (通称ニカ)20cc超 3,700円</p> <p>・軽自動車</p> <p>2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの 乗用のもの営業用 6,900円 自家用 10,800円 貨物のもの営業用 3,800円 自家用 5,000円</p> <p>・小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円 その他（リフト等） 5,900円</p> <p>・2輪の小型自動車 6,000円</p>																																																
<p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <table> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ボスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 3,500円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 5,200円</td> </tr> </table>	3輪のもの	4,600円	4輪以上のもの	乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円	3輪のもの	1,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円	3輪のもの	2,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 3,500円	3輪のもの	3,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 5,200円	<p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <table> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ボスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和6年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和6年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 3,500円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和7年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 3,500円</td> </tr> </table>	3輪のもの	4,600円	4輪以上のもの	乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円	3輪のもの	1,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円	3輪のもの	2,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 3,500円	3輪のもの	2,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 3,500円	<p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <table> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ボスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和7年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和6年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 3,500円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和7年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 5,200円</td> </tr> </table>	3輪のもの	4,600円	4輪以上のもの	乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円	3輪のもの	1,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円	3輪のもの	2,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 3,500円	3輪のもの	3,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 5,200円
3輪のもの	4,600円																																																	
4輪以上のもの	乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円																																																	
3輪のもの	1,000円																																																	
4輪以上のもの	乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円																																																	
3輪のもの	2,000円																																																	
4輪以上のもの	乗用営業用 3,500円																																																	
3輪のもの	3,000円																																																	
4輪以上のもの	乗用営業用 5,200円																																																	
3輪のもの	4,600円																																																	
4輪以上のもの	乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円																																																	
3輪のもの	1,000円																																																	
4輪以上のもの	乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円																																																	
3輪のもの	2,000円																																																	
4輪以上のもの	乗用営業用 3,500円																																																	
3輪のもの	2,000円																																																	
4輪以上のもの	乗用営業用 3,500円																																																	
3輪のもの	4,600円																																																	
4輪以上のもの	乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円																																																	
3輪のもの	1,000円																																																	
4輪以上のもの	乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円																																																	
3輪のもの	2,000円																																																	
4輪以上のもの	乗用営業用 3,500円																																																	
3輪のもの	3,000円																																																	
4輪以上のもの	乗用営業用 5,200円																																																	

税目	年度 令和3年度	年度 令和4年度																																																																																				
軽自動車税 (環境性能割)	<p>軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th colspan="2">税率</th></tr> <tr> <th></th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車</td><td>非課税 (1.0% (ウ))</td><td>0.5%</td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車</td><td>1.0% (2.0% (ウ))</td><td>1.0%</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr> </tbody> </table> <p>(貨物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th colspan="2">税率</th></tr> <tr> <th></th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr> </tbody> </table> <p>(ア) 電気自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車） (イ) 「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車 (ウ) 令和4年1月1日以降の税率</p>	区分	税率			自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車			★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0% (ウ))	0.5%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0% (2.0% (ウ))	1.0%	上記以外		2.0%	区分	税率			自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車			★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車	1.0%	0.5%	★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%	<p>軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th colspan="2">税率</th></tr> <tr> <th></th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車</td><td>非課税 (1.0% (ウ))</td><td>0.5%</td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車</td><td>1.0% (2.0% (ウ))</td><td>1.0%</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr> </tbody> </table> <p>(貨物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th colspan="2">税率</th></tr> <tr> <th></th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr> </tbody> </table> <p>(ア) 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車） (イ) 「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車 (ウ) 令和4年1月1日以降の税率</p>	区分	税率			自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車			★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0% (ウ))	0.5%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0% (2.0% (ウ))	1.0%	上記以外		2.0%	区分	税率			自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車			★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	1.0%	0.5%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%
区分	税率																																																																																					
	自家用	営業用																																																																																				
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																																																				
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車																																																																																						
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0% (ウ))	0.5%																																																																																				
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0% (2.0% (ウ))	1.0%																																																																																				
上記以外		2.0%																																																																																				
区分	税率																																																																																					
	自家用	営業用																																																																																				
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																																																				
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車																																																																																						
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車	1.0%	0.5%																																																																																				
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%																																																																																				
上記以外		2.0%																																																																																				
区分	税率																																																																																					
	自家用	営業用																																																																																				
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																																																				
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車																																																																																						
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0% (ウ))	0.5%																																																																																				
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0% (2.0% (ウ))	1.0%																																																																																				
上記以外		2.0%																																																																																				
区分	税率																																																																																					
	自家用	営業用																																																																																				
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																																																				
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車																																																																																						
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	1.0%	0.5%																																																																																				
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%																																																																																				
上記以外		2.0%																																																																																				
市たばこ税	従量割1,000本につき 6,122円 *令和3年10月1日以降 従量割1,000本につき 6,552円	従量割1,000本につき 6,552円																																																																																				
特別土地保有税	課税停止 (保有 1.4%) (取得 3%)	同 左																																																																																				
入湯税	<p>宿泊する者 一人1泊につき 150円 宿泊しない者 一人1日につき 50円</p> <p>課税免除の要件            ①年齢12歳未満の者            ②共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者            ③修学旅行等学校教育上の行事に参加する者            ④市内に居住する年齢65歳以上の者         </p>	同 左																																																																																				
都市計画税	0.2%	同 左																																																																																				

令和5年度		令和6年度		令和7年度	
軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用) ※( )は令和6年1月1日以降		軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用)		軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用)	
区分	税率	区分	税率	区分	税率
電気軽自動車等(ア)	非課税	電気軽自動車等(ア)	非課税	電気軽自動車等(ア)	非課税
★★★★(イ)かつR12年度燃費基準75%(80%)達成車		★★★★(イ)かつ令和12度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成車		★★★★(イ)かつ令和12度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成車	
★★★★(イ)かつR12年度燃費基準60%(70%)達成車	1.0%	0.5%		1.0%	0.5%
★★★★(イ)かつR12年度燃費基準55%(60%)達成車	2.0%	1.0%		2.0%	1.0%
上記以外		上記以外		上記以外	
(貨物)	※( )は令和6年1月1日以降	(貨物)		(貨物)	
区分	税率	区分	税率	区分	税率
電気軽自動車等(ア)	非課税	電気軽自動車等(ア)	非課税	電気軽自動車等(ア)	非課税
★★★★(イ)かつH27年度燃費基準+25%(R4年度燃費基準105%)達成車		★★★★(イ)かつ令和4度燃費基準105%達成車		★★★★(イ)かつ令和4度燃費基準105%達成車	
★★★★(イ)かつH27年度燃費基準+20%(R4年度燃費基準)達成車	1.0%	0.5%		1.0%	0.5%
★★★★(イ)かつH27年度燃費基準+15%(R4年度燃費基準95%)達成車	2.0%	1.0%		2.0%	1.0%
上記以外		上記以外		上記以外	
(ア)電気軽自動車、燃料電池軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車）		(ア)電気軽自動車、燃料電池軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車）		(ア)電気軽自動車、燃料電池軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車）	
(イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車		(イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車		(イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	

。 市税一覧表

区分 税目	納 税 義 務 者	課 稅 標 準 及 び 税 率	
市 民 税	1. 市内に住所を有する個人 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの 3. 市内に事務所又は事業所を有する法人 4. 市内に寮・宿泊所・クラブその他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 5. 法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人及び法人で、市内に事務所又は事業所を有するもの	(個人) 所得割 6 % 均等割 3,000円	(法人) 法人税割 8.4% (令和元年9月30日までに開始した事業年度分については12.1%) 均等割 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの</li> <li>・人格のない社団等</li> <li>・一般社団法人及び一般財団法人</li> <li>・相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの</li> <li>・資本金等 1千万円以下 従業者数 50人以下</li> <li>・資本金等 1千万円以下 従業者数 50人超</li> </ul> 50,000円
			120,000円
			130,000円
			150,000円
			160,000円
			400,000円
			410,000円
			1,750,000円
			3,000,000円

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
(個人) 個人申告書 3月15日  給与支払報告書、 公的年金等支払報告書 1月31日	(個人) 1月1日	(個人) 普通徴収  特別徴収（給与）  特別徴収（年金）	(個人) 普通徴収  第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日  特別徴収（給与） 毎月（6月～翌年5月） 12回徴収 徴収の翌月10日  特別徴収（年金） 年金支給月（4・6・8・ 10・12・2月） 6回徴収 徴収の翌月10日
(法人) 法人税申告期限 (延長法人は法人税法定 申告期限と異なる。)		(法人) 申告納付	(法人) 法人税法定申告期限と 同じ

区分 税目	納 税 義 務 者	課 稅 標 準 及 び 税 率												
固定資産税	土 地 家 屋 償却資産	<p>課税標準額</p> <p>1. 土 地 (住宅用地、非住宅用地) 前年度の課税標準額に次の負担水準(※)の調整措置 を講じて得た額 (※)</p> <p style="text-align: right;">前年度課税標準額</p> <p>負担水準 = <math>\frac{\text{今年度の価格} (\text{小規模住宅用地は} \times 1/6, \text{一般住宅用地、市街化区域農地は} \times 1/3)}{\text{前年度課税標準額}}</math></p> <p>住宅用地：今年度の価格に1/6又は1/3を掛けた額 (本来の課税標準額Ⓐ)と比べて</p> <p>(ア) 前年度課税標準額がⒶの100%以上の場合 本来の課税標準額Ⓐ</p> <p>(イ) 前年度課税標準額がⒶの100%未満の場合 前年度課税標準額 + Ⓐ × 5% (ただし、上記(イ)により計算した額が、Ⓐの100%を上回る 場合は100%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額)</p> <p>非住宅用地：今年度の価格Ⓑと比べて</p> <p>(ア) 前年度課税標準額がⒷの60%以上70%以下の場合 前年度課税標準額を据え置き</p> <p>(イ) 前年度課税標準額がⒷの60%未満の場合 前年度課税標準額 + Ⓑ × 5% (ただし、上記(イ)により計算した額が、Ⓑの60%を上回る 場合は60%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額) ※負担水準が0.7を超える非住宅用地の課税標準額は今年 度の価格 × 0.7 (一般農地及び市街化区域農地) 前年度の課税標準額に次の負担調整率を乗じて得た額 または今年度の価格（市街化区域農地は今年度の価格に 1/3を掛けた額）のいづれか低い額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>負 担 水 準</th><th>負担調整率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農 地</td><td>0.9以上</td><td>1.025</td></tr> <tr><td>0.8以上0.9未満</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>0.7以上0.8未満</td><td>1.075</td></tr> <tr><td>0.7未満</td><td>1.10</td></tr> </tbody> </table> <p>(山林・その他の土地) 今年度の価格 = 今年度の課税標準額Ⓒ または 前年度課税標準額 + Ⓒ × 5% のいづれか低い額</p> <p>2. 家 屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格</p> <p>3. 償却資産 賦課期日における価格</p> <p>税 率 1. 4 %</p>	区 分	負 担 水 準	負担調整率	農 地	0.9以上	1.025	0.8以上0.9未満	1.05	0.7以上0.8未満	1.075	0.7未満	1.10
区 分	負 担 水 準	負担調整率												
農 地	0.9以上	1.025												
	0.8以上0.9未満	1.05												
	0.7以上0.8未満	1.075												
	0.7未満	1.10												

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
住宅用地に関する申告 1月31日			
	1月1日	普通徴収	第1期 4月1日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 12月1日～同月26日 第4期 翌年2月1日～同月末日
新築住宅に対する減額申告 1月31日 償却資産 1月31日			

区分 税目	納 税 義 務 者	課 稅 標 準 及 び 税 率
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車} の所有者	原動機付自転車 総排気量 (又は定格出力) 0.05リットル (0.6キロワット) 以下のもの 2,000円 0.05リットル (0.6キロワット) を超え、0.09リットル (0.8キロワット) 以下のもの 2,000円 0.09リットル (0.8キロワット) を超えるもの 2,400円 3輪以上のもの (総務省令で定めるものを除く) (通称ミニカー) 0.02リットル (0.25キロワット) を超えるもの 3,700円 軽自動車 2輪のもの (側車付のものを含む) 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの 乗用営業用 6,900円 " 自家用 10,800円 貨物営業用 3,800円 " 自家用 5,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他のもの 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円

※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

3輪のもの	4,600円
4輪以上のもの 乗用営業用	8,200円
" 自家用	12,900円
貨物営業用	4,500円
" 自家用	6,000円

※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx 10%低減)に該当するもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。

3輪のもの	1,000円
4輪以上のもの 乗用営業用	1,800円
" 自家用	2,700円
貨物営業用	1,000円
" 自家用	1,300円

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
取得申告 納税義務が発生した日から15日以内	4月1日	普通徴収	5月1日～同月31日
廃車申告 納税義務が消滅した日から30日以内			
変更申告 変更事由の生じた日から15日以内			

区分 税目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 及 び 税 率																																										
軽自動車税 (種別割)		<p>※ 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table> <tbody> <tr> <td>3輪のもの</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td><td>3,500円</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table> <tbody> <tr> <td>3輪のもの</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td><td>5,200円</td></tr> </tbody> </table>	3輪のもの	2,000円	4輪以上のもの	3,500円	3輪のもの	3,000円	4輪以上のもの	5,200円																																		
3輪のもの	2,000円																																											
4輪以上のもの	3,500円																																											
3輪のもの	3,000円																																											
4輪以上のもの	5,200円																																											
軽自動車税 (環境性能割)	三輪以上の軽自動車の取得者	<p>軽自動車税(環境性能割)の税率</p> <p>(乗用) ※( )は令和6年1月1日以降</p> <table> <thead> <tr> <th>区分</th><th colspan="2">税率</th></tr> <tr> <th></th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75% (80%)達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60% (70%)達成車</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55% (60%)達成車</td><td></td><td>2.0%</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(貨物) ※( )は令和6年1月1日以降</p> <table> <thead> <tr> <th>区分</th><th colspan="2">税率</th></tr> <tr> <th></th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+25% (R4年度燃費基準105%)達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+20% (R4年度燃費基準)達成車</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+15% (R4年度燃費基準95%)達成車</td><td></td><td>2.0%</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(ア) 電気軽自動車・燃料電池軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合または窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車) (イ) 「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車</p>	区分	税率			自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75% (80%)達成車	1.0%	0.5%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60% (70%)達成車	2.0%	1.0%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55% (60%)達成車		2.0%	上記以外			区分	税率			自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+25% (R4年度燃費基準105%)達成車	1.0%	0.5%	★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+20% (R4年度燃費基準)達成車	2.0%	1.0%	★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+15% (R4年度燃費基準95%)達成車		2.0%	上記以外		
区分	税率																																											
	自家用	営業用																																										
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																										
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75% (80%)達成車	1.0%	0.5%																																										
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60% (70%)達成車	2.0%	1.0%																																										
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55% (60%)達成車		2.0%																																										
上記以外																																												
区分	税率																																											
	自家用	営業用																																										
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																										
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+25% (R4年度燃費基準105%)達成車	1.0%	0.5%																																										
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+20% (R4年度燃費基準)達成車	2.0%	1.0%																																										
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+15% (R4年度燃費基準95%)達成車		2.0%																																										
上記以外																																												
市たばこ税	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>従量割</li> </ul> <p>旧3級品以外</p> <table> <tbody> <tr> <td>令和2年10月1日以降</td><td>1,000本につき6,122円</td></tr> <tr> <td>令和3年10月1日以降</td><td>1,000本につき6,552円</td></tr> </tbody> </table> <p>旧3級品</p> <table> <tbody> <tr> <td>令和2年10月1日以降</td><td>1,000本につき6,122円</td></tr> <tr> <td>令和3年10月1日以降</td><td>1,000本につき6,552円</td></tr> </tbody> </table>	令和2年10月1日以降	1,000本につき6,122円	令和3年10月1日以降	1,000本につき6,552円	令和2年10月1日以降	1,000本につき6,122円	令和3年10月1日以降	1,000本につき6,552円																																		
令和2年10月1日以降	1,000本につき6,122円																																											
令和3年10月1日以降	1,000本につき6,552円																																											
令和2年10月1日以降	1,000本につき6,122円																																											
令和3年10月1日以降	1,000本につき6,552円																																											

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
	4月1日	普通徴収	5月1日～同月31日
車両番号の指定の時		申告納付	車両番号の指定の時
翌月末日		申告納付	翌月末日

区分 税目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 及 び 税 率												
特 別 土 地 保 有 税	平成14年度以前の納稅義務者で、税額の徵収を猶予している者	※平成15年度以降、新規課税停止												
入 湯 税	鉱泉浴場における入湯客	宿泊する者 1人1泊 150円 宿泊しない者 1人1日 50円												
都 市 計 画 税	市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者	<p>課税標準額</p> <p>1. 土 地 (住宅用地、非住宅用地)</p> <p>前年度の課税標準額に負担水準(※)の調整措置を講じて得た額</p> <p>(※) <math display="block">\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の価格}} \quad (\text{小規模住宅用地は} \times 1/3, \text{一般住宅用地, 市街化区域農地は} \times 2/3)</math></p> <p>住宅用地：今年度の価格に1/3又は2/3を掛けた額（本来の課税標準額Ⓐ）と比べて</p> <p>(ア) 前年度課税標準額がⒶの100%以上の場合 本来の課税標準額Ⓐ</p> <p>(イ) 前年度課税標準額がⒶの100%未満の場合 前年度課税標準額+Ⓐ×5% (ただし、上記(イ)により計算した額が、Ⓐの100%を上回る場合は100%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額)</p> <p>非住宅用地：今年度の価格Ⓑと比べて</p> <p>(ア) 前年度課税標準額がⒷの60%以上70%以下の場合 前年度課税標準額を据え置き</p> <p>(イ) 前年度課税標準額がⒷの60%未満の場合 前年度課税標準額+Ⓑ×5% (ただし、上記(イ)により計算した額が、Ⓑの60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額)</p> <p>※前年度課税標準額がⒷの70%を超える場合は、 Ⓑの70%が今年度の課税標準額</p> <p>(市街化区域農地) 前年度の課税標準額に次の負担調整率を乗じて得た額 または今年度の価格に1/3を掛けた額のいざれか低い額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>負 担 水 準</th><th>負 担 調 整 率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農 地</td><td>0.9以上</td><td>1.025</td></tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満</td><td>1.05</td></tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満</td><td>1.075</td></tr> <tr> <td>0.7未満</td><td>1.10</td></tr> </tbody> </table> <p>(山林・その他の土地) 今年度の価格=Ⓒ または 前年度課税標準額+Ⓒ×5% のいざれか低い額</p> <p>※令和3年度は、負担調整措置により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く。</p> <p>2. 家 屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格</p> <p>税 率 0. 2 %</p>	区 分	負 担 水 準	負 担 調 整 率	農 地	0.9以上	1.025	0.8以上0.9未満	1.05	0.7以上0.8未満	1.075	0.7未満	1.10
区 分	負 担 水 準	負 担 調 整 率												
農 地	0.9以上	1.025												
	0.8以上0.9未満	1.05												
	0.7以上0.8未満	1.075												
	0.7未満	1.10												

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
翌月15日		特別徴収	翌月15日
	固定資産税と同じ	固定資産税と同じ	固定資産税と同じ

○延滞金・還付加算金の割合（利率）等の変遷について

延滞金の割合について

適用期間	延滞金の割合（　）内は納期限の翌日から1か月間の割合
平成11年12月31日以前	年14.6%（7.3%）
平成12年1月1日～平成25年12月31日	年14.6%（特例基準割合 <sup>①</sup> ）
平成26年1月1日～令和2年12月31日	特例基準割合 <sup>②</sup> に年7.3%割合を加算した割合 (特例基準割合 <sup>②</sup> に年1%の割合を加算した割合。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。)
令和3年1月1日以後	延滞金特例基準割合に年7.3%割合を加算した割合 (延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。)

還付加算金の割合について

適用期間	還付加算金の割合
平成11年12月31日以前	年7.3%
平成12年1月1日～平成25年12月31日	特例基準割合 <sup>①</sup> 。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。
平成26年1月1日～令和2年12月31日	特例基準割合 <sup>②</sup> 。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。
令和3年1月1日以後	還付加算金特例基準割合

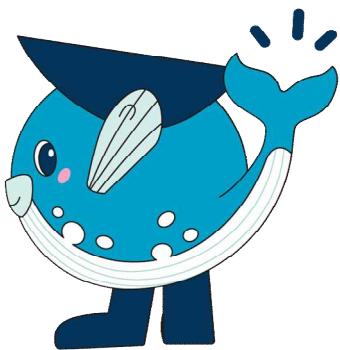
特例基準割合等について

適用期間	名称	定義
平成12年1月1日～平成25年12月31日	特例基準割合 <sup>①</sup>	各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合
平成26年1月1日～令和2年12月31日	特例基準割合 <sup>②</sup>	各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
令和3年1月1日以後	延滞金特例基準割合	平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合）に年1%の割合を加算した割合
	還付加算金特例基準割合	平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合

延滞金・還付加算金の割合の推移について

適用期間	延滞金		還付加算金
	納期限の翌日から 1月を経過する日まで	納期限の翌日から 1月を経過した日以後	
平成 11 年 12 月 31 日以前	7. 3 %	14. 6 %	7. 3 %
平成 12 年 1 月 1 日～平成 13 年 12 月 31 日	4. 5 %	14. 6 %	4. 5 %
平成 14 年 1 月 1 日～平成 18 年 12 月 31 日	4. 1 %	14. 6 %	4. 1 %
平成 19 年 1 月 1 日～平成 19 年 12 月 31 日	4. 4 %	14. 6 %	4. 4 %
平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日	4. 7 %	14. 6 %	4. 7 %
平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日	4. 5 %	14. 6 %	4. 5 %
平成 22 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	4. 3 %	14. 6 %	4. 3 %
平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日	2. 9 %	9. 2 %	1. 9 %
平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日	2. 8 %	9. 1 %	1. 8 %
平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日	2. 7 %	9. 0 %	1. 7 %
平成 30 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日	2. 6 %	8. 9 %	1. 6 %
令和 2 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日	2. 6 %	8. 9 %	1. 6 %
令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日	2. 5 %	8. 8 %	1. 0 %
令和 4 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日	2. 4 %	8. 7 %	0. 9 %





©下関市

## 市 稅 概 要

令和7年10月発行

編集者 下関市財政部納税課